

令和4年12月13日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和4年12月13日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

鎌田 礼二 委員長
菅原 善幸 副委員長
阿部 かほる 委員 小高 洋 委員
土見 大介 委員 志賀 勝利 委員

出席議長団（1名）

山本 進 副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市 長	佐藤 光樹	副 市 長	佐藤 靖
総 務 部 長	佐藤 俊幸	総務部政策調整 管理監兼公民 共創推進専門監兼 新型コロナウイルス 対策専門監	末 永 量 太
総務部次長 兼総務人事課長	鈴木 康弘	総 務 部 政 策 課 長	木 皿 重 之
総 務 部 財 政 課 長	高橋 数馬	総 務 部 管 財 契 約 課 長	千 葉 貴 幸
総 務 部 危 機 管 理 課 長	小林 史人	総務部総務人事課 総 務 係 長	阿 部 俊 弘
教 育 委 員 会 教 育 長	吉 木 修	教 育 委 員 会 教 育 部 長	鈴 木 康 則
教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	小 倉 知 美	教育委員会教育部 生涯学習課長兼 文化スポーツ課長	武 田 光 由

事務局出席職員氏名

事務局 長 相澤 和 広
議事調査係主査 工 藤 聡 美

議事調査係長 石 垣 聡
議事調査係主査 梅 森 佑 介

会議に付した事件

議案第 6 2 号 塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例

議案第 6 3 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第 6 4 号 一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6 5 号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第 6 7 号 令和 4 年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 7 3 号 塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定について

請願第 5 号 消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める意見書提出についての請願

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にも、マスクを外していただく必要はございません。また、議場の扉を開放するなどの感染症対策を行いますので、委員の皆様におかれましても、感染症対策の徹底にご協力いただきますようお願い申し上げます。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また撮影及び録音については、許可いたしませんので、ご協力願います。さらに、マスクの着用について、ご協力をお願いいたします。

本日の審査の議題は、議案第62号 塩竈市個人情報保護に関する法律施行条例、議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第64号 一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第65号 特別職の議員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第67号 令和4年度塩竈市一般会計補正予算、議案第73号 塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定についての6件であります。

これより議事に入ります。議案第62号ないし、第65号、第67号及び第73号を議題といたします。それでは当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、塩竈市個人情報保護に関する法律施行条例など、計6案件でございます。

各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明させますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 それでは、総務人事課から4件の議案についてご説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第62号の塩竈市個人情報保護に関する法律施行条例について、ご説明

をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料番号6、第4回市議会定例会議案資料、資料番号6の1ページをお開き願います。

1の概要でございますが、令和3年5月に、個人情報の保護に関する法律が改正され、改正法の地方公共団体に関係する規定が、令和5年4月1日に施行されることから、新たに条例を制定しようとするものでございます。

2の改正法の制定の背景と内容について、ご説明をさせていただきます。

(1)の背景でございますが、これまでの個人情報保護制度の運用につきましては、各地方公共団体に対して、直接適用される法律がなかったため、地方公共団体が、それぞれの条例で、制度運用のルールを定めてまいりました。しかしながら、社会全体のデジタル化に対応した、個人情報の保護とデータの流通を両立するため、個人情報に対する全国的な共通ルールの整備を行う必要が生じたことから、国におきまして、個人情報の保護に関する法律が改正されたものでございます。

改正法の内容と、イメージにつきましては、(2)といたしまして、それぞれの内容と図を記載しておりますので、こちらをご参照願います。

2ページをお開き願います。

3の条例の制定についてでございます。

まず、(1)といたしまして、条例制定の趣旨を記載してございます。

ただいまご説明をいたしました改正法によりまして、個人情報保護制度の全国共通ルールが規定されますことから、現行の塩竈市個人情報保護条例を廃止するとともに、改正法により、地方公共団体の条例に規定を委任されている事項等を定めるため、塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例を新たに制定しようとするものでございます。

(2)に、現行の条例と、改正法の規定との関係を表にまとめてありますので、こちらもご参照いただきたいと思います。

(3)の条例制定の方針についてご説明をさせていただきます。

地方公共団体が、条例で定めることができる内容につきましては、法律から委任されている事項、あるいは条例での規定が許容される事項と限定をさせていただきます。今回の条例制定に当たりましては、現行の条例に規定する個人情報保護、及び行政サービスの水準を維持できるように、法の許容範囲の中で、新条例を制定することを方針としており、その内容につ

きましては、表にまとめてございますので、かいつまんでご説明をさせていただきます。

まず表の見方でございますが、表につきましては、左から、項目として、規定の内容、改正法といたしまして、改正法での規定、現行条例といたしまして現行条例での規定、新条例案といたしまして、新条例での規定という形で記載をさせていただいております。

初めに、網かけの一番上でございますが、法律から委任された条例で定める必要がある事項でございます。

①の開示請求に係ります手数料をご覧いただきたいと存じます。まず、改正法では、条例での規定が必要とされてございまして、現行条例では無料となっておりますことから、今回、新条例におきましては、現行水準維持のため、無料と定めるという内容でございます。

以下、必要に応じて条例で定めることが考えられる事項、3ページに移りまして、条例で定めることを妨げるものではない事項につきましても、同様の内容で記載をしておりますので、いずれも、現行水準を維持できるようにということで、新条例を定めておりますので、こちらをご確認いただければと思います。

(4)の施行日につきましては、令和5年4月1日となっております。

大きな4のこれまでの取組と今後の予定につきましては、記載のとおりでございます。

議案第62号 塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例についての説明は、以上でございます。

続きまして、議案第63号の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、同じ資料、資料番号6の29ページをお開き願います。29ページでございます。

まず、1の概要でございますが、国家公務員の定年が、段階的に引き上げられ、関連する制度等が導入されることに伴い、地方公務員につきましても、国家公務員等同様の措置を講ずるため、令和3年6月に地方公務員法の一部を改正する法律が、公布されてございます。

本市におきましても、法律の趣旨を踏まえ、定年引上げ等の措置を講ずるために、関係条例を改正しようとするものでございます。

2の制度の概要についてでございますが、(1)といたしまして、定年の段階的引上げについてまずはご説明をさせていただきます。

職員の定年年齢を現行の60歳定年から段階的に引き上げまして、令和13年度以後、65歳定

年とするものでございます。また、定年の引上げと併せまして、現行の60歳定年退職者の再任用制度を廃止いたしまして、65歳までの間の経過措置といたしまして、現行の制度と同様の制度、暫定再任用制度として存置いたします。

下の定年の段階的引上げのイメージ図をご覧くださいと思います。

令和4年度の太枠のところをご覧くださいと思います。令和4年度末に60歳の職員につきましても、60歳に到達する年度での定年退職となります。次に、令和5年度の太枠のところをご覧くださいと思います。令和5年度末に60歳の職員につきましても、定年年齢が61歳となり、定年退職の年度は令和6年度となってまいります。

以下、毎年度1歳ずつ定年退職年齢が引き上げられまして、図の一番下の段にあります令和9年度以降に60歳となる職員からは、定年退職年齢が65歳となるものでございます。また、その間に65歳に達するまでの期間、定年を迎える職員につきましても、これまでの再任用制度と同様の制度として、先ほどご説明をさせていただきました暫定再任用制度が適用されるというものでございます。

続きまして、(2)の60歳に達した職員の給与についてでございます。

当分の間、職員の給料月額につきましては、国家公務員に準じまして、60歳に達した日以後の最初の4月1日、特定日と申しますが、特定日以後、その者に適用されます給料表の職務の級、及び号俸に応じまして、それに7割を乗じた額が給料月額となるものでございます。

(3)の役職定年制、管理監督職勤務上限年齢制についてでございます。

組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理職の職員は、60歳の誕生日から同日以後の最初の4月1日までの間、異動期間となりますが、この異動期間の間に、管理職以外の職に異動となるものでございます。ただし、役職定年による異動により、公務の運営に著しい支障が生じる場合に限りまして、引き続き管理職として勤務させることができる制度を、次のとおり設けることとしてございます。

その制度の一つ目、①でございますが、勤務延長型特例任用という制度でございます。この制度につきましても、職務の遂行上の特別な事情がある場合や、職務の特殊性により、そのポストの欠員の補充が困難である場合に、もともと就いていた管理職に引き続き留任することが可能となるものでございまして、その際の給与につきましては、7割の適用外、管理職手当についても支給されるものであります。なお、期間につきましては、1年更新となりまして、最長で3年という制度でございます。

30ページをお開き願います。

2つ目の特例措置といたしまして、②といたしました、異動可能型の特例任用でございます。

この制度につきましては、管理職の職員が、特定の管理監督職グループに属する場合におきまして、もともと就いていた管理職に引き続き留任するか、同一の管理監督グループに属する他の管理職に降任または転任することを可能とする制度でございますが、こちらにつきましては、管理職手当の支給はございますが、給料は7割措置となり、こちらの期間につきましては、最長で5年という制度でございます。

(4)の、定年前再任用短時間勤務制度についてでございます。

こちらにつきましては、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員につきましては、本人の希望により、任期を65歳までといたしまして、短時間勤務の職に採用することができる、こういう制度を新たに設けるものでございます。

(5)の情報提供・意思確認制度についてでございます。

こちらは、任命権者が、職員が60歳に達する日の属する年度の前年度になりますが、60歳以後の任用、給与等、そういったものに関する情報を提供するとともに、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するための制度を新たに規定するものでございます。

3の施行日でございますが、施行日につきましては、令和5年4月1日でございますが、情報提供・意思確認制度につきましては、公布の日から施行するものとなっております。

なお、4といたしまして、今回、関係条例の主な改正状況等を、表にまとめてございます。また、議案資料の4ページから28ページにつきましては、整備条例に係る条例の新旧対照表を記載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

議案第63号の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第64号 一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、同じ資料の35ページをお開き願います。35ページでございます。

職員給与等の取扱いについてというタイトルでございますが、まず、1の概要でございます。

まず、概要でございますが、令和4年人事院勧告を踏まえ、国家公務員の給与改定

に準じまして、一般職の職員の給与等について、所要の改正を行おうとするものでございます。

2の民間給与との格差に基づく給与改定でございますが、まず、(1)といたしまして、月例給でございます。月例給につきましては、民間企業との間に格差があることを踏まえまして、大卒者の初任給を3,000円、高卒者の初任給を4,000円引き上げますとともに、30歳代半ばまでの職員が在職いたします号級について、所要の改定を行おうとするものでございます。

続きまして、(2)の期末勤勉手当でございます。

一般職の職員の期末勤勉手当、こちらの支給月数を0.1月分引き上げまして、期末勤勉手当の合計の年間の支給月数を、現行の4.3月から4.4月とするものでございます。なお、令和4年度と令和5年度以降につきます、それぞれの各時期の期末勤勉手当の支給月数について、表にまとめてございますので、こちらは後ほどご参照願います。

(3)の施行日でございますが、月例給につきましては、本年4月1日に遡及して適用することとなり、期末勤勉手当につきましては、令和4年12月期からの適用となるものでございます。

3の人事院勧告を受けた国の制度改正の動きについては、後ほどご参照いただきたいと思います。

なお、議案資料の32ページから34ページにつきましては、条例の新旧対照表、36ページにつきましては、人事院勧告と本市の給与改定の状況についてを記載しておりますので、こちらも後ほどご参照いただきたいと思います。

議案第64号 一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、以上でございます。

続きまして、議案第65号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、同じ資料の40ページをお開き願います。40ページでございます。

特別職給与等の取扱いについてでございますが、まず、1の概要でございますが、一般職と同様に、令和4年人事院勧告を踏まえまして国家公務員の給与改定に準じまして、特別職の職員、市議会の議員、市立病院事業管理者の期末手当等の支給月数を引き上げるために、所要の改正を行おうとするものでございます。

2の期末手当等の改正でございますが、(1)と(2)の条例改正によりまして、市長、副市長、教育長、市議会の議員、それぞれの期末手当につきまして、支給月数を0.05月分引上げ、年間の支給月数を、現行の3.25月から3.3月と引き上げるものでございます。

また、(3)の条例改正によりまして、市立病院事業管理者の勤勉手当の支給月数を、0.1月分引き上げまして、期末勤勉手当合計の支給月数を、現行の年間4.3月から4.4月と引き上げるものでございます。

(4)の施行日につきましては、令和4年12月期からの適用となるものでございます。

なお、議案資料の37ページから39ページにつきましては、それぞれの条例の新旧対照表を記載しておりますので、こちらも後ほどご参照いただきたいと思います。

議案第65号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。

総務人事課からは、以上となります。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 それでは、政策課から、議案第67号 令和4年度塩竈市一般会計補正予算のうち、政策課所管分について、ご説明、失礼いたしました。順番ちょっと間違えてしまいました、ごめんなさい。失礼いたしました。

○鎌田委員長 入替えですね。千葉管財契約課長。

○千葉総務部管財契約課長 議案第67号 一般会計補正予算のうち、管財契約課所管分について御説明いたします。議案資料、資料No.の6、55ページをご覧ください。

燃料価格高騰に係る公共施設等の維持管理費用の増額についてです。燃料価格高騰につきましては、全庁的な補正予算の計上となっておりますので、一般会計のほか、議案第68号 交通事業特別会計、及び議案第69号 魚市場事業特別会計も合わせ、一体的に議案資料を作成しております。

1の概要でございますが、最近の世界情勢、及び急激な円安を要因とした電気料金等の高騰に伴い、施設等の維持管理に係る光熱水費等が、当初予算見込みを大幅に上回る状況となっております。市民サービスに直結する公共施設等の適正な維持管理を行うため、当該所要額について、補正予算を計上しようとするものでございます。

2の所管課、事業名、及び補正予算額等でございますが、本日は、一般会計のうち、総務

教育常任委員会に係る事業につきまして、それぞれの所管課よりご説明をいたします。

(1) の一般会計の表、1行目にあります管財契約課の財産管理費でございますが、種別として、2項目、予算を計上しております。

まず、光熱水費につきましては、本庁舎の電気代等に係る不足分として564万2,000円、負担金につきましては、壺番館庁舎に係る管理運営負担金であり、こちらも電気代等の不足分として、508万1,000円の補正予算を、それぞれ計上しております。

続きまして、次のページ、56ページをご覧ください。

3、事業費及び財源内訳ですが、(1)、一般会計において、事業費8,672万9,000円の内数として、こちらに計上させていただいております。

続きまして、予算書についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、資料No.4、補正予算説明書の7ページ、8ページをお開き願います。

ただいまご説明いたしました、公共施設等の維持管理費用としまして、第2款総務費第1項総務管理費第6目財産管理費の第10節需用費564万2,000円、第18節負担金補助及び交付金に、508万1,000円をそれぞれ計上しております。

議案第67号に係る管財契約課所管の説明は以上でございます。よろしくご説明いたします。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 それでは、政策課から、議案第67号 令和4年度塩竈市一般会計補正予算のうち、政策課所管分についてご説明いたします。

なお、説明案件につきましては、4件ございますので、よろしくご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.6、第4回市議会定例会会議案資料の51ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について、ご説明いたします。

1の概要についてでございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう、想定された交付金でございます。

令和4年9月20日付で、臨時交付金が拡充されまして、地方公共団体が、生活者や事業者の負担軽減を、地域の実情に応じきめ細やかに実施できるよう、電気、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金が創設されまして、本市におきましては、交付限度額として6億4,497万5,000円となっております。

その内訳としては、令和4年度当初交付限度額として、2億8,359万8,000円、令和4年4月28日付、追加配当分として、2億287万2,000円、さらに、令和4年9月20日付におきましては、追加配当分として1億5,850万5,000円となっております。

2の補正予算計上事業についてでございますが、エネルギー、食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や、事業者を支援する事業等につきまして、下の表に記載している10事業を計上しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

事業費につきましては、この表の下に記載しております1億6,684万5,000円でございますが、そのうち臨時交付金については、1億6,380万4,000円を計上しております。

恐れ入りますが、資料No.4、補正予算説明書の3ページと4ページをご覧ください。

上段の第15款国庫支出金第1項国庫負担金第2目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金としまして、1億6,380万4,000円を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、歳入補正予算として計上しておりますので、ご参照いただければと思います。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業につきましては、以上でございます。

続きまして、資料No.6の52ページをご覧ください。

ふるさと納税事業についてご説明いたします。

1の概要についてでございますが、ふるさと納税の取組につきましては、事務の一部を業務委託することで、御礼品の魅力の向上などに努めるとともに、ふるさと納税ポータルサイトの活用により、本市への寄附を促進しております。本年度は、寄附サイトの追加広告によるプロモーションの促進、御礼品の拡充等により、当初予定しておりました寄附金額を上回るが見込まれることから、増額分の補正予算を計上するものでございます。

2のふるさと納税の実績及び令和4年度の見込みでございます。

その下の表をご覧ください。

令和2年度から令和3年度にかけて、寄附件数でおよそ3倍、寄附金額でおよそ2倍に増えております。また、現在の寄附状況から、令和4年度の見込みは、寄附件数で3万8,000件、寄附金額で6億9,000万円と見込んでおり、令和3年度と比較すると、寄附件数、寄附金額とも、およそ2倍に増えると見込んでおります。

続きまして、3の事業費及び財源内訳でございます。

事業費につきましては、1億6,704万円でございますが、財源内訳については全て一般財源

となっております。

事業費の詳細の内訳でございますが、業務委託料等といたしまして、1億3,549万7,000円、ふるさと納税ポータルサイト掲載手数料、各種決済手数料として、3,154万3,000円となっております。

続きまして、歳入歳出についてでございます。

説明の都合上、歳出から説明させていただきたいと思っておりますので、恐れ入りますが、資料No.4、補正予算説明書7ページ、8ページをご覧くださいと思います。

第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費第12節委託料として、ふるさと納税業務委託料を1億3,549万7,000円計上しております。また、第13節使用料及び賃借料として、3,154万3,000円を計上しております。

続いて、歳入でございます。

恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページをご覧くださいと思います。

中段の第18款寄附金第1項寄附金第1目一般寄附金第1節一般寄附金として、3億9,000万円を計上しております。

ふるさと納税事業については、以上でございます。

続きまして、資料No.6の53ページをご覧くださいと思います。

重点課題対策検討事業についてご説明いたします。

1の概要でございます。本市が掲げる7つの重点課題のうち、庁舎、市立病院のハード整備について、候補地選定の検討のための適地調査を行うものでございます。

2のこれまでの経過でございます。

庁舎、市立病院とも記載のとおりでございますが、庁舎、市立病院共通の経過といたしまして、令和4年7月から11月まで4回にわたり、重点課題検討会議を開催しております。なお、この検討会議は現在も継続中でございます。

3の事業内容についてでございます。

(1)の建設候補地の要件設定でございますが、法規制など、建設候補地として満たすべき要件の設定を行います。建設候補地については、公共用地のほか、民有地についても幅広く調査対象といたします。(2)の建設候補地の調査でございますが、要件に適する建設候補地について調査を実施いたします。(3)の建設候補地の選定でございます。調査結果を踏まえ、複数箇所を建設候補地として、選定いたしたいと考えております。

次に、4の事業費及び財源内訳でございます。

事業費といたしましては、416万9,000円でございます。財源内訳は、全て一般財源となっております。

続きまして、歳出についてご説明させていただきたいと思っておりますので、恐れ入りますが、資料No.4、補正予算説明書7ページ、8ページをお開きください。

第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費第12節委託料として、適地調査支援業務委託といたしまして、416万9,000円を計上してございます。

恐れ入りますが、資料No.6の53ページに戻っていただきたいと思っております。

5の今後の予定をご覧ください。

令和5年1月に契約手続を実施し、3月に成果品が納品される予定としております。

重点課題対策検討事業については、以上でございます。

続きまして、資料No.6の54ページをご覧ください。

しおがま生活応援券事業についてご説明いたします。

1の概要でございますが、コロナ禍の長期化、円安、エネルギー、食料品価格等の物価高騰等の中、市民生活の支援を目的として、しおがま生活応援券の配布を行おうとするものでございます。

2の事業内容でございます。

この応援券は、全世帯に無償で配布させていただきます。(1)の配布対象でございますが、令和4年12月1日現在において、本市に住民登録されている世帯とさせていただきます。配布世帯数は、約2万4,100世帯と見込んでおります。(2)の配布金額でございますが、1世帯当たり5,000円分の応援券を配布させていただきます。なお、1,000円を5枚配布させていただきたいと考えております。(3)の使用期間につきましては、お手元に届いてから、令和5年3月31日までとさせていただきます。(4)の取扱い店でございますが、第5弾割増商品券事業の取扱い店に、意向を確認の上、本事業の登録店として登録させていただきます。

次に、3の手続等についてでございます。

申請は不要とさせていただきます。世帯主宛てに応援券を送付させていただきます。

4の事業費及び財源内訳についてでございます。

事業費につきましては、1億4039万円でございます。財源内訳といたしましては、新型

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、1億3,851万6,000円、ふるさとしおがま復興基金として、187万4,000円となっております。

なお、事業費の内訳については、資料No.4を使いまして説明させていただきます。

続きまして、歳入歳出についてでございます。

説明の都合上、歳出から説明させていただきたいと思っておりますので、恐れ入りますが、資料No.4、補正予算説明書7ページ、8ページをお開きください。

第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費第1節報酬費として34万円、第4節共済費といたしまして、6万5,000円。第8節旅費として1万5,000円につきましては、会計年度職員雇用の予算となります。第10節需用費として、6万6,000円につきましては、用紙代などの消耗品となります。第11節役務費といたしましては、1,280万4,000円につきましては、応援券の発送費用となります。第12節委託料といたしまして、事務業務委託料660万円につきましては、応援券の印刷、封入などの委託料となります。

続きまして、歳入でございます。

恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページをご覧くださいと思います。

上段の第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金で、それで1億6,380万4,000円のうち、1億3,851万6,000円がこの事業に対する、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として充当しております。

その下段をご覧くださいと思います。

第19款繰入金第1項基金繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金におきまして、マイナスの3,322万円とございますが、このうち187万4,000円を本事業に繰入れしております。

恐れ入りますが、資料No.6の54ページにお戻りいただきまして、5の今後の予定をご覧くださいと思います。

令和4年12月下旬から、取扱い店の登録を実施し、令和5年1月中旬から、順次、応援券の発送をする予定でございます。

応援券の使用期限につきましては、先ほどもお話しさせていただいたとおり、3月末とさせていただきます。

しおがま生活応援券事業につきましては、以上でございます。

政策課から、議案第67号の説明については以上となります。ご審議についてよろしくお願いいいたします。

○鎌田委員長 小林危機管理課長。

○小林総務部危機管理課長 危機管理課から、議案第67号 令和4年度塩竈市一般会計補正予算のうち、危機管理課所管分についてご説明いたします。

資料No.4と資料No.6をご用意お願いいたします。まずは、資料No.6の55ページをご覧ください。

燃料価格高騰に係る公共施設等の維持管理費用の増額についてでございます。

1の概要については、先ほど管財契約課長より、財産管理費で説明がございましたので、省略させていただきます。

2の所管事業名、及び補正予算額等、(1)一般会計の表をご覧ください。

所管課が上から2番目の危機管理課となりますが、補正事業は、消防団運営事業で、補正予算額6万6,000円を計上しております。これは消防団車両のガソリン代に係るものでございます。もう1事業は、津波防災センター運営事業で、補正予算額85万5,000円を計上しております。これは電気料金に係るものでございます。

続きまして、資料No.4をご用意ください。資料No.4の補正予算説明書19ページ、20ページをご覧ください。

歳出予算ですが、消防団運営事業として、第9款消防費第1項消防費第2目非常備消防費第10節需用費、燃料費に6万6,000円を計上しております。また、津波防災センター運営事業については、防災対策事業として、同款同項第3目防災費第10節需用費、光熱水費に85万5,000円を計上しております。

危機管理課所管については、以上でございます。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 それでは、教育総務課から、議案第67号 一般会計補正予算のうち、教育総務課に関わる部分をご説明いたします。

議案資料のNo.3、一般会計特別会計補正予算、No.4、補正予算説明書及びNo.6、定例会議案資料をご用意ください。

先に、資料No.6、定例会議案資料を使いまして、3件の事業についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料No.6の67ページをお開き願います。67ページをお願いします。

学校施設環境改善事業などについてご説明いたします。

まず、1の概要はご覧のとおりですが、安全で良好な学習環境を実現するため、また、令

和5年度における学級数の増などを見据えて、防災機能強化事業や環境整備事業を実施するものです。

2の事業内容ですが、(1)の防災機能強化事業については、玉川中学校のバスケットゴールの落下防止対策と、浦戸小中学校のトイレの大規模改修を行うものです。(2)の環境整備事業ですが、来年度、小・中学校の普通学級数や、特別支援学級数が増加することなどに伴いまして、教室の空調設備、Wi-Fiアクセスポイント、大型掲示装置の設置や、特別教室の内装改修を行うものです。また、特別支援学級が新設される第二小学校において、不具合が生じていた多目的トイレを修繕するものです。

3の事業費及び財源内訳については、ご覧のとおりですが、防災機能強化事業として、3,502万1,000円、環境整備事業について3,932万3,000円を事業費として計上しております。

4のこれまでの取組と今後の予定ですが、9月に防災機能強化事業の整備計画を提出し、内定通知をいただいております。10月に補助金の交付申請、11月に交付決定を受けております。本定例会において補正予算をお認めいただきましたら、令和5年1月以降に契約を締結し、工事着工する予定としております。

学校施設環境改善事業などについての説明は、以上となります。

続きまして、同じ資料の68ページをお開き願います。

学校給食食材購入支援事業について、ご説明いたします。

まず、1の概要ですが、市内各小・中学校に交付した、学校給食食材購入支援補助金に関し、昨今の食料品価格などの値上がりを踏まえて、追加交付しようとするものです。

2の事業内容ですが、令和4年6月定例会において、本事業の補正予算が可決され、市内小・中学校に補助金を交付しておりますが、その後も、食料品の物価高騰は止まらない状況です。また、内閣府において、記載のとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を運用して、学校給食の支援をすることを推奨しております。これらを踏まえて、今後も、栄養バランスや量を保った学校給食を提供するために、食材費の値上がり分に対して補助金を追加交付することで、学校給食を据置き、保護者の負担増とならないようにしたいと考えております。

なお、補助額につきましては、今年7月と10月の食材価格を比較して、1食当たりの値上がり額を算出したものをもとに計算しております。1人当たり、小学生については957円、中学1・2年生は1,163円、中学3年生は1,074円を交付する予定でおります。

次に、3の事業費及び財源内訳ですが、事業費は399万2,000円で、財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込んでおります。

4の今後の予定ですが、本定例会において予算をお認めいただきました後は、令和5年1月に補助金を交付する予定としております。

学校給食食材購入支援事業についての説明は以上でございます。

次に、69ページをご覧ください。

修学旅行の延期に伴うキャンセル料について、ご説明いたします。

1の概要ですが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により生じた、修学旅行の延期に伴うキャンセル料に関して、保護者の負担軽減を図るため、市が負担するものです。

対象校、延期した修学旅行及び対象経費につきましては、杉の入小学校において、6月17日、18日の期間、福島県を目的地として予定しておりました修学旅行を、9月9日、10日に変更したものです。6月の予定を変更したことに伴いまして、発生した宿泊費のキャンセル料を対象としております。

5の事業費及び財源内訳についてですが、事業費は37万3,000円であり、財源として、新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金を充当する予定としております。

6の今後の予定ですが、1月の対象校による交付申請書の提出を受けて、キャンセル料に係る補助金として交付する予定でおります。

修学旅行の延期に伴うキャンセル料についての説明は以上となります。

続きまして、補正予算についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料No.3番及び4番をご用意いたします。

説明の都合上、まず、歳出予算からご説明いたします。資料ナンバー4番の21ページ、22ページをお開き願います。21ページ、22ページでございます。

第10款教育費第2項小学校費第1目学校管理費について、右の事業内訳欄にあります小学校管理費1,314万3,000円につきまして、第10節需用費のその他需用費光熱水費を、また、事業内訳欄の小学校給食費144万円につきましては、燃料費を増額補正しようとするものです。

いずれも、昨今の世界情勢や、急激な円安を要因とした電気料金やガス料金の値上がりに伴い、学校施設や給食調理に係る燃料費と光熱水費の増額に係る所要額の補正予算を計上するものです。

次に、事業内訳欄にあります小学校施設維持管理費2,745万9,000円ですが、先ほどご説明

しました環境整備事業として、小学校の教室への空調設備や、W i - F i アクセスポイントなどの設置、多目的トイレの修繕を行う経費を増額補正するものです。

内訳といたしましては、第14節工事請負費の学校補修等工事667万7,000円、施設設備工事1,992万1,000円及び、第17節備品購入費の86万1,000円となっております。

次に、事業内訳欄にあります小学校新型コロナウイルス感染症対策事業247万5,000円です。先ほどご説明しました、学校給食食材購入支援事業に係る経費として、第18節負担金補助及び交付金のその他団体等事業補助金として増額補正するものでございます。

次に、第2目教育振興費でございますが、右の事業内訳欄にあります小学校修学旅行等取消料負担事業について、増額補正するものです。これは先ほどご説明しました杉の入小学校の修学旅行の延期に伴うキャンセル料について、市が負担しようとするものであり、第18節負担金補助及び交付金として、37万3,000円を補正計上するものでございます。

次に、第3項中学校費第1目学校管理費でございますが、右の事業内訳欄にあります中学校管理費995万6,000円及び中学校給食費42万3,000円ですが、先ほどの小学校管理費及び小学校給食費と同様に、燃料費及び光熱水費の増額補正をしようとするものでございます。

次に事業内訳欄にあります、中学校施設維持管理費1,186万4,000円ですが、環境整備事業として、中学校の教室への空調設備や、W i - F i アクセスポイントなどの設置を行う経費を増額補正するものです。内訳といたしまして、第14節工事請負費の施設設備工事1,149万5,000円、及び第17節備品購入費の36万9,000円となっております。

次に、事業内訳欄にあります中学校新型コロナウイルス感染症対策事業151万7,000円ですが、学校給食食材購入支援事業に係る経費として、第18節負担金補助及び交付金を増額補正するものでございます。

次に、事業内訳欄にあります中学校防災機能強化事業3,502万1,000円でございますが、先ほどご説明しました玉川中学校の体育館のバスケットゴールの落下防止対策、及び浦戸小中学校のトイレの大規模改修に係る経費となります。第14節工事請負費の学校補修等工事として2,503万3,000円、施設設備工事として998万8,000円を増額補正するものであります。

歳出予算についての説明は以上となります。

次に、補正予算の歳入予算についてご説明いたします。

恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。3ページ、4ページです。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金の、第1節総務管理費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1億6,380万4,000円のうち、436万5,000円ではありますが、学校給食食材購入支援補助金として399万2,000円、修学旅行の延期に伴うキャンセル料に対する補助金として37万3,000円を増額補正するものです。

次に、第5目教育費国庫補助金の第3節中学校費補助金ではありますが、学校施設環境改善交付金として898万円を増額補正しようとするものです。玉川中学校バスケットゴールの落下対策、及び浦戸小中学校のトイレの大規模改修の経費に係る補助金であります。

次に、ページをおめくりいただきまして5ページ、6ページをご覧ください。

第22款市債第1項市債第7目教育債の第1節小学校債1,990万円については、小学校の教室に空調設備等を設置するもの、また、第2節中学校債2,900万円については、中学校の教室に空調設備等を設置するための中学校施設整備事業費として860万円、玉川中学校のバスケットゴールの落下対策、及び浦戸小中学校のトイレの大規模改修に係る中学校防災機能強化事業として、2,040万円を増額補正するものです。

歳入予算についての説明は以上となります。

最後に、地方債の追加及び変更についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.3の5ページをお開き願います。

第3表地方債補正の1、追加の表にございます中学校防災機能強化事業の限度額2,040万円でございますが、先ほどご説明しました中学校の防災機能強化事業に係るものとして、地方債の追加をしようとするものです。

また、2、変更にあります小学校施設整備事業及び中学校施設整備事業につきましては、先ほどご説明しました小・中学校の環境整備事業に係るものとして、限度額を変更しようとするものでございます。

教育総務課から、議案第67号の説明は以上となります。ご審査につきまして、よろしくお願いたします。

○鎌田委員長 武田生涯学習課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 続きまして一般会計補正予算のうち、生涯学習課分についてご説明いたします。資料番号4の21ページ、22ページをお開き願います。資料番号4の21ページ、22ページでございます。

第10款教育費第4項社会教育費第2目公民館費第10節需用費72万1,000円を、公民館管理費

の光熱水費として計上しております。また、2段下の第7目ふれあいエスプ費の第10節需用費に453万7,000円を、ふれあいエスプ運営費の光熱水費として計上しております。どちらも原油価格等の高騰に伴い、公民館及びふれあいエスプの維持管理に係る光熱水費が、当初予算見込みを大幅に上回る状況となったことから、増額補正するものでございます。なお、歳入につきましては、全額一般財源となっております。

一般会計補正予算のうち、生涯学習課分につきましては、以上でございます。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

○鎌田委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 続きまして一般会計補正予算のうち、文化スポーツ課分についてご説明いたします。

引き続き、資料番号4の21ページ、22ページをお開き願います。

第10款教育費第4項社会教育費第6目市民交流センター費第18節負担金補助及び交付金に565万2,000円を、壱番館管理運営委員会負担金として計上しております。また、一番下の段の、第5項保健体育費第2目体育施設費第10節需用費に35万2,000円を、グラウンド管理費の光熱費として計上しております。

どちらも原油価格の高騰に伴い、市民交流センター及び屋外グラウンドの維持管理に係る光熱水費等が、当初予算見込みを大幅に上回る状況となったことから、増額補正するものでございます。

なお、歳入につきましては、全額一般財源となっております。

続きまして、資料6の70ページをお開き願います。資料6の70ページでございます。

燃油高騰に伴う指定管理者への支援についてでございます。

1の概要です。こちらも原油価格の高騰に伴い、運営に大きな影響を受けております指定管理者の支援のため、電気料及び燃料費の増額分に相当する額を交付しようとするものでございます。

2の支援内容です。光熱費の支払いは、指定管理者の業務であり、協定書のリスク分担表で、一般的な物価・金利変動による経費・収入の変動に関するものは、指定管理者が責任を負うと定めておりますが、今般の負担増は、事前の想定を大きく超えていることから、指定管理者に対し、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの電気料及び燃料費の増額分に相当する額を上限として支援金を交付するものです。

3の対象者でございます。仙台湾燻蒸株式会社は、公民館本町分室、杉村惇美術館の指定管理者で、特定非営利活動法人塩釜市体育協会は、塩釜ガス体育館及び温水プールの指定管理者です。

4の事業費及び財源内訳です。恐れ入ります、資料番号4の21ページ、22ページをお開き願います。資料番号4の21ページ、22ページでございます。

説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。

第10款教育費第4項社会教育費第8目美術館費第12節委託料に23万5,000円を、美術館運営事業費（燃油高騰対策分）として計上しております。また、下の段の第5項保健体育費第1目保健体育総務費の第12節委託料に、567万1,000円を体育振興費（燃油高騰対策分）として計上しております。

続きまして歳入です。恐れ入ります。同じ資料の3ページ4ページをご覧ください。3ページ、4ページでございます。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億6,380万4,000円に、美術館及び本町分室の23万5,000円と、体育施設の567万1,000円、計590万6,000円の歳出分と同額が含まれており、全額が国庫補助の対象となっております。

恐れ入ります、資料No.6の70ページにお戻りください。

5の今後の予定でございますが、議決をいただけますれば、年明けの1月に支援金を交付する予定となっております。

一般会計補正予算のうち、文化スポーツ課分につきましては、以上でございます。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 それでは、一般会計補正予算のうち、財政課所管分についてご説明をいたします。

資料番号4番、補正予算説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

今回の補正予算に係ります所要一般財源についてご説明をいたします。

歳入の第19款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金につきまして、344万9,000円の減額補正をするものでございます。

以上で議案第67号の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ます。

○鎌田委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 それでは議案第73号 塩竈市スポーツ施設の指定管理者の指定についてご説明いたします。

資料番号2の34ページをご覧ください。資料番号2の34ページでございます。

本議案は、塩竈市スポーツ施設の指定管理者候補者として選定いたしました、塩釜市体育協会、フクシ・エンタープライズ共同事業体を指定管理者として指定するために、地方自治法の規定に基づきまして、議会の議決を求めようとするものでございます。

指定管理者候補者の概要を説明いたします。恐れ入ります、資料番号6の72ページをお開きください。資料番号6の72ページです。

団体名は、塩釜市体育協会、フクシ・エンタープライズ共同事業体でございます。

代表団体は、特定非営利活動法人塩釜市体育協会、構成団体が株式会社フクシ・エンタープライズとなっております。団体の概要は、記載のとおりですので、後ほどご参照ください。

73ページをご覧ください。

1の経過でございますが、令和4年9月30日に第1回選定委員会を開催し、同日から募集を開始しております。10月14日の募集説明会には6者の参加があり、11月14日の締切りまでに1者の応募がありました。11月15日に第2回の選定委員会を開催し、11月18日にプレゼンテーション・ヒアリング及び第3回選定委員会を開催し、指定管理者候補者が選定されました。

2の審査の概要ですが、市職員2名、外部有識者3名、合計5名から成る選定委員会において、委員1人の持ち点を100点とし、合計500点満点で審査評価を行いました。

3の審査結果ですが、500点満点の6割である、最低制限得点300点を超える384点を獲得した当該団体を、指定管理者候補者に選定いたしました。評価されたポイントといたしましては、塩釜市体育協会は、これまでの経験を生かした安定的な施設運営が期待できるほか、地域スポーツ団体とのネットワークを有するなどの高い地域力、フクシ・エンタープライズは、県内外で多くの実績を有するスポーツ施設運営の専門企業であり、高い専門性を発揮することが期待できる。双方が持つ強みを発揮し、よりよい管理運営が行われることが具体的に期待できる。またフクシ・エンタープライズは、他市で中学校運動部の地域移行の受皿として

の取組を行っており、本市でも同様の取組を行うことが期待できるといった点でございました。

なお、74ページには、審査基準項目等、75ページ以降には、募集要項等を記載してございますので、ご参照いただければと存じます。

議案第73号につきましては、以上です。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

○鎌田委員長 では暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

○鎌田委員長 ちょっと早いようですけれども、これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。なお、発言の際は、委員会室での開催と同様に、着座のままで構いませんので、ご案内申し上げます。志賀委員。

○志賀委員 では議案第62号、資料No.6の2ページの(3)、この(3)の下の②のところに、行政機関等匿名加工情報という、

○鎌田委員長 もう少しマイクを下げて、向きを変えて。

○志賀委員 行政機関等匿名加工情報というところに米印があつて、下に説明がちょこっと書いてあるんですが、この説明だけでちょっと理解できないので、こういう状況になるのは、具体的な例が分かったら教えてください。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 行政機関等匿名加工情報につきましては、今回の法律で新たに規定をされるものでございます。我々地方公共団体がっております個人情報のうち、1,000件以上のものがまず大原則でございまして、1,000件を超える個人情報に対しまして、それを本人、あるいは、本人が特定できないような形で、まずは一旦加工いたしまして、なおかつその加工したものが、本人が分かるように復元できないものに加工したものが、この行政機関等匿名加工情報でございまして、今回、我々といましては、まずはこの法に基づきまして、これを作成することができるという規定は適用されますが、うちでこれを例えば、提案募集という形で、民間の方にそれを提供するということについては、今回規定はしていないということなので、まだ事例というのはないというのが実情でございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 加工をするということは、どういう行為のことを加工するというのか、教えてください。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 例えばですが、我々が持っている個人情報、ご本人の氏名ですとか、生年月日、そういったものは、一旦情報から削除いたします。その中で、ご本人に対して持っている我々の情報ですから、例えばですが、例を挙げますと、健康診断の結果という形であれば、ご本人の名前、生年月日、性別等がありまして、そこに例えば健康診断結果があったといたしましたときに、本人が特定できないように、例えば氏名を外します、生年月日を外しますということで、そういったものを本人が特定できないように加工するというのが、加工ということになります。なおかつ、その情報は何かと照らし合わせて、また本人が特定できないように、戻せないという形にするというのが加工という形になっております。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 それと、その個人情報という個人というものは、要するに市民一個人ですね、市民、国民ですか。それから企業もこの個人情報という個人に入ってくるのでしょうか。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 基本的には法の中で今回新たに規定をされておりますが、生存する個人に関する情報ということになっておりますので、まずは個人が、情報と、個人情報という形になるかと思っております。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 なぜこういうことを聞いたかという、例えば、今回のいろいろな教育委員会の事業の説明、例えば指定管理者ですか。説明がありましたよと、そしてここに6者参加しましたよと。以前、私はそういったところで、その参加した企業名を教えてくださいと。そうしたら、個人情報だから教えられませんと。役所の担当者がね。それはないでしょうと。公共事業に携わる方が、企業が個人情報だということはないんじゃないのというところで、無理くり教えていただいた経緯もあるんですが、結局、自分たちが教えたくない、知られたくない

い情報を個人情報という言葉を使って、前は塩竈市が隠そうとしていたんですよ。あと端的に言うと、瓦礫の問題もそのとおりなんです。各事業者がどれだけ受注し、仕事をやったのかということ、業者の方が情報を開示したら、個人情報なので教えられませんというような断り方をしていたと。それが結局百条委員会まで発展してしまったわけですけども、だから、個人情報という言葉をやたら役所の逃げ口上として、今後使わないようにしていただきたい。それで、その個人情報とそういう企業の情報というものは、全く別なんですよというところを、何かに文書化して、ぜひ、新しい議員が来てもそういうことは、違うでしょうとはっきりと言えるような、やっぱり仕組みづくりが、私は必要なのではないかなと思います。結局、市長がそう言うわけですから、すると我々、ああそうなんだと、どっちかという信じちゃうんですね。だけどそれではまずいし、だからそのところをやっぱりきちんと明確化して、やっぱり開かれた塩竈市にしていっていただきたいなと思います。

それと公務員の今回、定年延長ということで、これは世の中の流れですから、これはもうそれに従ってやらざるを得ないかと思いますが、そうすると、定年の延長をすると、その分の方は職員が減らないので、今度は新規採用者が減ると。そうするとこの5年間、移行期間の5年間については、ざっくり言うと人件費が増えていくのかなと。だからそれで、その辺の新しい人の補充もままならない、人が増えていく、そこでの人件費の増加というのはどの程度見込まれているのか、もし試算されているのであれば、教えていただけますか。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 まず今回、令和5年度から制度が開始いたしますが、令和5年度、7年度、令和9年度、令和11年度と定年退職者が出ない年度が発生いたします。そこにつきましては、確かに人数が変わらないという状況がございますが、一方で組織的には、やはり新陳代謝を図っていかなければならないということもありまして、委員おっしゃるとおり、そのところどう定員を管理していくかというのが、まず大事かと思っています。

それから影響額というお話でございましたが、仮にですが、新規採用職員、この職員を採用した場合と、定年引上げになった場合の職員、この給料の差が約200万円ぐらい上がると見込んでございます。そうした場合、1人当たり約200万円ですので、今後5年間、本来であれば60歳で定年となった職員が、10名弱ぐらいで推移すると見ておりますので、5年間で約10人ずつで50人ということになっていきますので、200万円をその50人に掛けるとなってくると、その金額が影響としてあるのかなと思いますが、その辺につきましては、定数の管理の中で、

しっかりと何とかやっていけるように考えていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。ページ数言ってからお願いしてね、ページ数を言ってからお願いします。

○志賀委員 ページ数。すみません。それで今の件で、これは退職金のあれについては、掛け率としてアップするようになっていくのか、それとも55歳でその掛け率は変更なくなるのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 退職金につきましては、一般的に35年掛けますと、満額の支給月数になるとなっておりますので、今回引上げになりまして、勤務が延びたとしても、金額は変わらないとなっております。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。それと、次、議案第64号の一般職の職員の給与に関する条例及び塩竈市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例ということで、64号ですね、32ページですか。今回はまた、人事院勧告ということが出てきたわけですが、その人事院勧告の基となる資料、どういった企業の数字が基となっているのか、以前にも聞いたことあったんですけども、忘れたものですから、ちょっともう1回改めてお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 今回の給与につきまして、ちょっと今、資料を確認したらすぐにお答えさせていただくということで、少々お時間をいただきたいと思います。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 なぜこんなことを聞くかという、大体、人事院勧告の基となる資料というのは、ほとんどが大企業中心なんですよ。零細企業は入っていないわけですよ。塩竈市を振り返った場合に、大企業はゼロなわけですね。中小零細企業なわけですよ。そういった中で、結局、人事院勧告に基づいて、職員の給料をアップしていくということになったときに、地域の給与ベースと公務員の給与ベースの乖離が出てくるわけですね。結局、税収を無視して、勧告に従って給料を上げていけば、塩竈市の独自の市税収入を、人件費だけが越えかねないような状況になったとしたら、塩竈市が大変なことになるんじゃないかなと、私は常々思っ

ているわけです。職員の方々からすれば、給料を多く、少しでも多くもらいたいというのは、これは人情ですから理解はできますが、ただ、どこまでも、自治体があつての給料なわけですね。会社として捉えると、赤字企業は潰れます、仕事がなくなります。そのまま放っておけば。そういう、やっぱり、役所は潰れないんですけども、そういう観点からやはり物事を考えて、こういうその給料の上げ下げっていうのかな、もうやっぱり決めて考えていかないと、高度成長時代に、やっぱり同じように人事院勧告で平均賃金をどんどん上げていったことによって、民間と公務員の給与が物すごく公務員給与が高くなっちゃったわけですよ。そこに一番大きな私は問題があるのかなと。結局、役所の場合は、国は国債、地方は地方債、それで不足分を補っていくと。それで、国の国債の場合は、別にデフォルトも何もないんですけども、地方債の場合は、増えたら増えただけこれだけ財政の柔軟性が失われて、いろいろな事業ができなくなるという大きな問題点を抱えるわけですから、そういった意味では、そうなる前に、やはり人件費に対してどのように考えていくかという、長期的な考え方を持っていないと、地方財政の健全化というのは、望めないのかなと考えるわけです。

ですから、今回もボーナスが0.05ですか、我々も上がるようですけども、つい先日の新聞に、冬のボーナス前年比プラスと答えた企業が、21%だそうです。ということは、全体でも21%しかプラスになっていないわけでしょう。それが公務員はプラスになるということを市民が知ったら、たとえ僅かでも、何だよと私は思うのではないのかなと思うわけですね。だからその辺もやっぱり考えて、議員の皆さんもこの案に賛否を投じていただきたいなと思います。

それと次に、議案67号で、55ページ、指定管理者のところ、今回、燃料費がいろいろな形でプラスアルファということで、補正が組まれています。これも先日の新聞で、ある自治体が、議会が、燃料費、電気料のアップを補正予算を否決しました。なぜ否決したかというところ、結局、指定管理者が電力料金を要するに新電電に切り替えた。切り替えて安くしたところ、今の状態で新電電がギブアップしたので、また元の電力に戻って、その差額分を結局町にお願いしていた。ただ、本来は、その指定管理者が、ちゃんと町に対してそういう了解を取ってやったならいいんだけど、無断でやったということなんですね。塩竈市の場合、今回そういうことに該当する案件が、あったのかなかったのか、ちょっとお聞きしたいんです。指定管理者ということで。

○鎌田委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 今、委員ご質疑がありました最終保障供給制度というものかと思えます。こちら新電電に契約した者が、その新電電が破綻したことによって、ほかの新電電や、この辺で言えば東北電力、そういったところと契約できない場合に、東北電力の子会社がやっている制度で、そこがもう最終のセーフティーネットとなっていて、高い料金で契約しなきゃいけない。逆に言えばもうそこは契約できるというような制度になっております。うちで今回、上げております指定管理者2者とも、普通に東北電力と契約しておりますので、この最終保障供給制度には該当していない形になってございます。

以上です。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉総務部管財契約課長 一般会計及び特別会計につきましても、全て東北電力と契約をしております、最終保障供給制度には至っていないという状況でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 それからあと、同じ資料のページ、51ページですか。ここに2の補正予算計上事業についてというところで、4の割増商品券事業第4弾、減額補正で700万円という数字が出ているんですが、これは、要するに商品券が余ったという捉え方なんでしょうか。ちょっと教えてください。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 お答えいたします。この4番の割増商品券事業の減額補正ということでマイナス700万円計上しておりますけれども、こちらなんです、当初、発行冊数最大1万8,000部と見込んでおりましたが、実際、1万6,500部という形でありましたので、今回減額補正予算という形になっております。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 なぜ減に、要するに、あまりよくなかったというか、今まではほぼ100%完売できたのが残ってしまったと。その余った分を、今度地場産品促進というところに振り替えてきたんだろうと考えますが、今回もまた同じように、商品券を出します。そのときに、前回の轍を踏まえて、何か特別なことを考えていらっしゃるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思えます。（「産建ですね」の声あり）

○鎌田委員長 これ産建。

○志賀委員 産建か。

○鎌田委員長 終わりですか。

○志賀委員 いやいや、まだ。それとあと52ページのふるさと納税、これは非常にありがたいことで、予算よりも倍も増えていくという状況なわけで、本当になかなかこの金額、伸び悩みだった状態が、ここに来て非常に勢いのいい状況になっていて、本当に好ましいわけですが、これも主な主因、一番人気のある商品とは、どういうものがあるのかだけ、ちょっと教えていただけますか。もし分かったら。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 ふるさと納税の、本市の返礼品の人気の商品は、何かというところだと思うんですけども、牛タンということになっております。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 牛タンというと塩竈はあまりあれだね。残念なことだね。やっぱり塩竈の地場産品が一番になれるように、やっぱり頑張ってもらいたいと思うんですね。

それで次に、同じ資料のページ67、学校設備環境というところで、空調設備という言葉があるんですが、空調設備とは、どういう設備のことを指しているのか教えてください。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 空調設備、冷房、暖房のエアコンの設備になります。以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 空気清浄機は入ってないんですね。分かりました。これも当然入札されるかと思うんですが、その辺は前にもいろいろ苦情を申し上げているんですが、そういったことを踏まえて、ちゃんとやっていただけるのか。期間をやって。その辺ちょっとお聞きしたいと思う。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 まず、来年4月に向けての整備を進めていきたいと思っております。そして、その入札には、競争性を働かせるように、期間を十分取りまして、その手続を進めたいと思っております。

以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 どこからも苦情が来ないように、ひとつちゃんと公明正大にやっていただければと思います。

次に同じ資料の68ページ、学校給食の食材ですか。これは昨今、どんどん物が値上げ、値上がりして、大変な状況になっているなど感じていますが、この学校の食材の契約方法、納入業者とのね。これ、どういう契約方法しているのか、年間契約なのか、そのときそのときの相場によって、変更していくものなのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 学校給食の納入登録業者に、登録を年度初めにしただきまして、年度ごとの一括契約となっております。以上です。

1年間の契約となっております。以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 1年間は固定で納めるという契約になるわけですね。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 失礼しました。1年間ではなくて、2か年、2年間の登録期間となっております。

以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 野菜とか肉もそうですけれども、野菜なんか特に相場商品ですよ、天候によって左右される。そうすると、それが年間契約で固定されるということは、納入業者にとってはかなりのリスクになってくることにもなるんでしょうし、やっぱりもうちょっと皆さんが商売立ちそうなところも、また、食費の値上げとかということがあるかもしれませんけれども、そういうこともちょっと踏まえて、何かもうちょっと納入する方々が苦勞しないような、2年間固定されたら多分大変じゃないかと思いますよ。安いときはいいですけども、高くなったときに、そうすると今のスーパーと同じなんです。スーパーが農家の方をそこで苦しめているわけですよ。だから、全て行政はそういうことにならないように、ちょっとその方法をご検討してみたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○鎌田委員長 志賀委員が言われた内容とちょっと違うんですね、多分ね。では小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 すみません。先ほど2年間ということで登録となりますが、登録申請は2か年なんですけれども、売買契約に関しましては、1年ずつの契約期間にはなりません。ただ、1年間ずっと契約しているところで、そういう社会情勢が変わっていくというところに対して、業者が納入したりというところで、苦勞されている。そういったところは、今後、業者とも連携を取りながら進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 私の質疑していることと、小倉課長の答えが、何か接点がちょっとずれているようで、委員長から指摘されたんですけれども、私が聞かんとしては理解できていますか。食材の単価をどうしているんですかと、私、聞いていますね。契約をどうしているんじゃないですよ。そこを聞いて、あなたが2年と言ったから、2年間もだったら大変でしょうという話をしたわけで、ここがどうも違うよということなんですけれども、何か教育委員会の課長さんたち、私の質疑が直接理解ができないようなので、私、どうやって質疑したらいいんですかね。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 大変失礼いたしました。議員の質疑にきちんと答えられず、大変申し訳ありません。

単価、購入のためのそれぞれの食材の単価につきましては、定期的というか、何か月かごとに、納入業者から変更するというで連絡を受けまして、そういった業者の提示している価格で購入しております。定期的といいますが、2か月とか3か月とか、そういうところで、食材が値上がりしましたら、その値上がりしたものの価格をご連絡をいただきまして、その価格に応じた購入金額で購入しているところです。よろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 そういう答えしていただければいいわけですよ。何か余計な、要らぬ聞いてないことを説明されて、それで済まそうというの分かりませんが、そのところをちゃんと単刀直入に、返事をしていただけるとありがたいですね。

以上で私の質疑を終わります。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 申し訳ございません、先ほど志賀委員のご質疑に対して答弁

漏れがあった件について、説明させていただきたいと思います。

人事院勧告に基づきます民間事業者につきましての規模でございますが、企業の従業員規模で50人以上、かつ事業所の規模50人以上の民間の事業所、こちら全国5万4,900のうちから無作為抽出をして、1万1,800事業者を対象に調査した結果でございました。大変申し訳ございませんでした。

○鎌田委員長 そのほか、ご発言ございますか。小高委員。

○小高委員 それでは引き続きお伺いをしてまいります。まず、資料No.6の冒頭の議案第62号に関してお伺いたします。

それで概要からまず見させていただきますと、令和3年5月に個人情報保護に関する法律が改正をされたということで、地方自治体にもこの改定法というのが適用されるということも踏まえて、今回、これまでのいわゆる保護条例を廃止をして、法律の施行条例という形で提案をされておるわけですが、ちょっとそもそもというか、前段のところからお聞きをしたいんですが、なぜ保護条例ではなく、施行条例という形になるのか、まず教えてください。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 まず今回、新たに法が改正されたことに伴いまして、我々地方公共団体に適用される規定の部分が、大部分法によるということがございました。その中で、現行条例を改正する、あるいは、今、ご提案を申し上げました法律の施行条例をするということについては、いろいろ内部で協議を行いました結果、今回、施行条例という形で提案をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 その内部での議論というのは、どういったものがあって、じゃあ今回、施行条例ということはいこうということになったのか教えてください。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 まず国の法の改正の状況、あるいは、個人情報保護委員会からの様々なガイドライン等を踏まえまして、担当であります総務人事課、こちらでまず検討したということが状況でございます。その上、あとは最終的に庁議に諮りながら、意思決定をしていったということでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 その検討の中身において、保護条例ということではなくて、いわゆる法を施行するための条例にしたその理由といたしますか、その検討の中身をちょっと教えていただければと思います。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 これも繰り返しになりますが、基本的な定義でありますとか、そういったところについては、大部分、法の中で、独自に定めることは許容されないという国の方針がございました。その中で、もう一つは国で、国の法に基づきます定義については、条例で定める必要はないというところもありましたので、一番最初に、現在の条例につきましては定義から始まっております、そのところを法の規定ということで、独自に定めないのであれば、やはり法の施行条例というのが一番正しいのかなということで、今、施行条例とさせていただきますところでございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。出発点から私、非常に懸念といたしますか、ちょっと納得できないものがありまして、そもそもこれまで個人情報について、各自治体において一定、いかに例えば憲法において定められた、そこに由来するプライバシー権とかそういったものに配慮をして、各自治体間で積み重ねてきたもの、そこに対して一律でこうすべきだというような形で、法で縛りかけるといのが、私はそもそも適切なことではないんじゃないのかなと捉えているということ、ちょっと冒頭申し上げておきたいと思います。

それで、現行条例の目的、現行、今まさに現行である条例の目的を見させていただきますと、冒頭、個人情報の適切な取扱いに関し、必要な事項を定めるという中で、個人の権利、利益の保護というものが、やはり前面に出ている目的がうたわれていたなと思っておりますが、そういった一方で、今回提案をされた施行条例、まさにその目的を見ますと、この法律の施行に関して必要な事項を定めるものですよということに、目的がなっているわけです。そうなった際に、じゃあ今度は、改定保護法においてうたわれている目的というものが、いわゆるその目的ということになるんだと思うんですけども、その目的自体を見させていただきましたときに、その一番最初の部分というのが、デジタル社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑みということで、これまで積み上げてきた個人情報保護の取組というものに対して、そこを第一義とするのではなくて、あくまで個人情報の利用

が拡大しているから、そこに合わせて一定のルールをつくろうと私は読み取れるんです。この点については、例えば県のいわゆる審査会と申しますか、そういったところの会議の概要などを見ましても、様々指摘をされているところでありまして、そういった点で、今回この法律そのものが、なかなか強引と申しますか、そういった中身のものになっているなどというのは、非常に私としては感じているところなんです。

そういった中で、そういったところでも自治体として、じゃあいかに個人情報保護の取組について、いわゆる後退をさせないようにしていくかという点での取組、様々行われているようなんですが、例えば宮城県などでは、制定に当たって、例えばパブリックコメントを取るですとか、そういった中身のものもあつたんですけれども、本市については、例えば市民の皆さんとの関係で、何かコンセンサスを得るような取組というのは何かやられたということはあるんでしょうか。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 まず市民の方のご意見を聞いたというところはございませんでした。その中で、内部での検討の過程で、市でパブリックコメントの実施の要領、要綱を定めてございまして、その中で実施期間の裁量の余地が少ないと認められる場合につきましては、パブリックコメントを要しないというところが一つございました。今回の法の規定の中で、やはり許容される部分というのは、大部分限られているというところで、なおかつ本市におきましては、法の中で条例に定めるところについては、現行水準維持という形を行っておりましたことから、今回は市民の方についてのパブリックコメント等はやらなかったというところでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。そういったこととなりますと、やはり法というものがやはり強烈的な縛りになっているなどというような思いがまず一つ当然あります。その中で、その法の立てつけというものが、冒頭、個人情報の利用が拡大していることに鑑みということ踏まえての法ということになっているのであれば、その点については、それを踏まえた条例というのは果たしてどうなんだろうというような思いがやはりあるということも、これを改めて申し上げたいと思います。

それで、ちょっと細かい話になるんですが、現行条例においては、先ほど志賀委員からも

ありましたとおり、個人情報の定義というものが定められているわけでありますけれども、今回の施行条例、あるいは、その法の中身において、その個人情報の定義というのは、一体どのようになっておりますでしょうか。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 今回、法の中につきましては、個人情報、これは生存する個人に関する情報であつてということで、まず、生存する個人の情報と限定されているものがございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。そうなったときに、その定義において、これまで死者の個人情報というものも含めて、個人情報であるということでの定義がなされておったかと思うんですが、それが生存する個人ということで、一定具体的に示されたわけですけども、例えばちょっと不謹慎な例えになるんですが、例えば何らかの事情があつて、市の職員の方が仮にお亡くなりになられたという際に、例えばその遺族の方からの開示請求ですとか、そういったものはどのように取り扱われるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 基本的には、これまでご遺族の方であれば、個人情報の開示請求はできたんですが、今後はまず、ご遺族の方については開示請求はまずできないとなるかと思ひます。一方で、その亡くなられた方に関しまして、ご遺族の方の情報が含まれる場合というのがございます。そういった場合については、ご遺族の方が、引き続き個人情報の請求はできるという立てつけなものと考えております。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。なかなか難しいちょっと変な例えで申し訳なかったんですが、そういった意味で、そのあたりも踏まえて、ちょっと法の立てつけ上、私全然納得ができていないというのが、まさに一つ現状であります。

それでちょっと冒頭に戻るんですが、いわゆる今回施行条例ということですので、ある意味では法の中身についての議論にはなってしまうかなと思ひますけれども、やはりこれまで、プライバシー権なりそういったものに由来をして積み上げられてきたものが、こうした

データの利活用を踏まえた法に基づいて縛りをかけられると、そういった点では、ある意味では地方自治って一体何なんだろうという思いも私としてありまして、そういった点と、一つにはデータの利活用というところで縛りをかけていく、そのことについて、やはり私としては、ちょっとこれを認められるものではないかなと一つ思っているということについては、冒頭申し上げておきたいと思います。

そういった点で法の中でも個人情報の保護というものについて、一定記載はあるものの、そのウエートといいますか、そういったものが大きく変わったなという思いがあると、こういうことでもあります。この点については、ちょっとこれ以上法の中身について、ここであまり議論してもしょうがないので、まず一つ私としてはそういう考えであるということをおっしゃって申し上げます。

それで続きまして、議案第63号、地方公務員法の一部改定ということで、資料で言いますと、29ページ以降のところにあるわけなんですけど、まず立てつけとしてちょっとお聞きをしたかったんですが、今回この資料を見ますと、様々な関連条例十数本並んでいるわけなんですけど、これが1つの議案として提出をされたということで、例えば県などだとそれぞれ条例案として出してきたような話もお聞きをしておりますし、松島などでも一定ばらけた形で出しているという話を聞いたんですが、今回なぜその1本の議案として出してきたのか、そういった冒頭の部分でちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 恐れ入ります、資料番号6の30ページ、議案資料の30ページをご覧くださいと思います。

4といたしまして、関係条例の改正状況というのは、先ほどもご説明させていただきましたが、ここに今回関係します条例の一覧を表でまとめてございます。やり方としては、これを1個1個改正するという方法もございますが、やはり条例が多岐にわたるということもありまして、今回は関係する条例の整備条例という形で提案をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。その事情は理解をすることもあるんですが、ただその審議するに当たって、各条例の中で様々な要素を含むということもあって、その中で1本とされてしまう

と、まずはちょっとやりにくいかなとも感じたというのは、ちょっと申し上げておきたいと思います。

それとちょっと細かい中身に入りますが、先ほど定年の引上げについて、例えば新規採用の関係ですとか、そういったようなご指摘もあったわけなんですけれども、今回、29ページの表などを見ますと、2年ごとというんですかね。61歳、62歳、63歳ということで変わっていく中で、配置計画、そういったものを踏まえると、なかなか柔軟な対応を取らなければ、行政サービスの運用等についても不都合が生じるかなとも考えていまして、そういった点で計画的な採用といいますか、そういったことが検討されているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 先ほどもご説明をさせていただきましたが、令和5年、令和7年度と、2年ごとに退職者が出ない年が発生すると。その中で。国からはやはり先ほども説明をさせていただきましたが、組織の新陳代謝のためにも、新規採用職員について抑制するものではないという話もいただいておりますので、その辺の定数につきましては、今後、財政当局としっかりとまだこれから議論という形になってくるかと思っております。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。それで先ほどの言葉の中でちょっと1つ気になった点がありまして、先ほど、財政上の考え方を踏まえて、ご指摘があったかと思うんですが、そういった中で、定数上の考え方を踏まえて、今後計画をしていくということになったわけなんですけれども、分かりやすく言ってしまうと、じゃあ仮に1億円新たに必要になるとなった際に、その新たに1億円について、どのように捻出していくのかということについて、例えば定数減を行うですとか、言ってしまうとそういう考え方なのかどうか、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 先ほどにつきましては、新規採用職員と給与の比較ということで、一般例ということで説明させていただきましたが、例えば2年おきに定年退職者は出てくるという年もありますので、その年について、例えば新規採用を抑えるとかという考えも一方ではあろうかと思えます。具体的にまだその辺は、まだ定数計画も決まっておられませ

るので、新規採用者を先ほど抑制すべきでないという国の方針もあったという一方で、全体的な人件費を見ながら、新規採用職員数をどうするかというところで、その金額を抑えていくということも今後検討していく必要があるかとは考えております。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。どうしてこういったことを申し上げるかという話なんですけど、これまでいわゆる行政サービスの維持ですとか、そういったところを踏まえたときに、例えば防災の関係等々、現状でも人数が足りていないというような状況がある中で、そうした中で、例えば全体的な財源を抑えるために、定数を例えば減らすですとか、そういったことがあった際に、果たして必要とされる行政サービスが守れるんだろうかと、そういった懸念もありますので、その点については、引き続き見ていきたいと思っております。

それで役職定年制ということが（３）のところで行われておりますが、実際に60歳に到達して、役職定年制ということが関わってくるとなったときに、いわゆるその職制ですとか号級ですとか、そういった部分はどうなるのか、ちょっと教えていただければと思います。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 例えばですが、今、部長級につきましては7級ということになりますが、これにつきましては、退職年度の翌年4月1日以降、ここについては5級という形で、現在の級から、降任、降級といった形になります。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。じゃあ職制はどうなりますか。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 管理職から外れますので、今、職制といたしましては、管理職ではない、監督職という形で、例えばであります、副参事というような形の職制になるかと考えております。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。続いて同じところの最下段のところなんですけれども、いわゆるその勤務延長型特例任用については、7割の減額措置はなしであると。一方で、②番の異動可

能型特例任用というものについては、減額措置の対象であるということで、ちょっと中身は違うんですけども、管理職としてとどまることが可能であるという意味では、同じなのかなと思っているんですが、その7割の有無について、こういった中身なのかちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 29ページの一歩の勤務延長型特例任用、7割にならないものにつきましては、本当にやむを得ない、真にそのポジションの補充が困難であるという職制に限られているというところで、国におきましては、例えばどこかの所長とか、あとは事務次官級とか、そういった方を想定されているということであるようでございます。

それから30ページの②の、7割の措置になります異動可能型特例任用、この方々については、例えば分かりやすく言いますと、建設部、旧建設部のそういう技術系の方々のグループを想定されているようで、その中で技術系の中でぐるぐると回るような形の管理職については、7割の措置にはなるんですが、管理職にとどまるというような制度を想定されているようでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 なかなか分かったようなというか、分からない、当然その現状、そうなっているわけじゃないので、具体的にどうなのと言っても、あれかなと思うんですが、一方で管理職であれば管理職であるという中で、7割措置の有無というものが、果たしてその考え方としてどうなんだというところが、正直ある意味ではなかなか整理がついていないところもあるのかなと、私としては、今、受け止めているところです。

それでちょっと細かいことを聞いていくんですが、退職金の支給に関しては、一定その組合でやられているということで、今回条例の中には入ってこないんで、その中身についてどうこうということではないんですが、現在、いわゆるライフプラン、様々皆さんも含めてお考えの中で、日々業務に当たられているかと思うんですけども、例えば60歳のところで、住宅ローン一括返済をしたいよということで、人生設計を立てられていた方が、今回、こういった形になって、そこで辞めればいいじゃんという声もあるのかなと思うんですけども、そういったところについて、一定整理がついているのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 60歳でもらえる予定だった退職手当につきまして、延長されるということについての整理というのは、できていないというところでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。そうした中で、当然その年金の支給年齢引上げということも言われる中で、60歳で辞めるとなればその先どうするんだと。働き続けるとなれば、例えば住宅ローンの返済どうするんだと、そういったところの整理というのが、これは当然必要なことかなと、一つは考えているところです。

それでちょっと制度の中身でお聞きをするんですが、いわゆるその定年前再任用短時間勤務制と、こういうことが言われております。これについては、まず一旦退職をするということが一つの前提となるかなと思うんですけども、一方で、例えば宮城県などでは様々な人生設計を踏まえた中で、高齢者部分休業制度というものを導入しているということで、今回松島でも導入するなどという話も聞いておったんですが、本市において、例えばそういった形で柔軟に対応していくということが、検討があり得るのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 本市におきましては、高齢者部分休業についての制度は、今回導入しないとしてございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 導入しない理由というのは、何かございますか。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 高齢者部分休業、働き方の改革の中で、様々な働き方という中で制度化とも考えております。一方で、これを採用した制度を導入した場合の影響というのを、こちらでいろいろ検討いたしまして、例えばですが、定数にカウントされるという中で、部分休業をとられる職員が、なかなか配置された職場については、どうなのかというところも一つございました。もう一方で、その制度によらずに、例えば、いろいろ特別休暇制度がございますので、介護休暇等、例えばございますので、そういった制度の中で、部分

給に代わるところが補えるんじゃないかということで、今回は導入しなかったという経緯でございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。何でこんなことを申し上げたかといいますと、例えば、親御さんの介護というところで、現行制度だと休暇の中で間に合えばいいんですけど、そこで一定期間取られた中で、例えば、残念ながら親御さんが亡くなられたということで、じゃあ職場に復帰したいんだけど、どうしたらいいだろうなどということでの、一つは話も出てくるのかなと思っていて、そういった点で、こういった制度の検討というものも、周辺自治体で導入が進んできたような話もありますので、ぜひ引き続き、ご検討についてお願いしたいなと思っております。

それで、この部分で最後ちょっとお伺いをしたいんですが、以前もちょっとお聞きをしたかと思うんですけども、いわゆる定年延長に関して、基本的に一律7割減ということが言われているんですが、私、まだその働き方とどのように整合性を取るんだというところが、理解といいますか、納得できておりませんで、そのあたりで一定整理がついていることがあれば、ちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 国におきまして、今回のこの制度、立てつけをつくる際に、人事院勧告の申出によりまして、その際、平成30年度に行いました民間の給与の調査の中で、民間の中では61歳以後働いている方については、約7割ということがありまして、国では今回7割を社会情勢、社会の適応の法則、原則ということで、社会情勢適応の原則ということで、7割と決めたと聞いてございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 私もそのように聞きました。それで人事院の令和4年の職種別民間給与実態調査なども踏まえてのことかなと思うんですが、1つには定年を引き上げた事業所における一定年齢到達を利用した給与減額という部分について、課長級でいいまして、給与減額なしがそもそも53.3%というようなお話も聞きました。さらに、引き下げている事業所というところで見ますと、年間給与水準課長級で77.4%というような中で、一律7割というところが、どう

にも整理が私としてはつかないんです。そういった中で、じゃあ働き方で対応するのかと、そういったところも非常に厳しいということ踏まえますと、当然その定年延長そのものについては、私は進めるべき内容だなと思うんですが、一方で、一律7割としていくというところについては、私としては許容しがたいものがあるということ、ちょっと申し上げておきたいと思います。

じゃあもう少しだけお時間いただいて、議案第67号について、ちょっと何点かお伺いをさせていただきたいと思います。51ページ、地方創生臨時交付金事業の全体についてのお話だったんですが、9月20日付で新たに提示があって、その分について今回このように活用しますよということで、一覧表が出されております。そういった中で、交付限度額残を見ますと、ゼロ円ということで、まさに今回満額、限度額内で事業に活用するという中身かなと思うんですが、一方で、現状の情勢というものが今後急激に変わっていくかと、上向いていくかという、なかなかそういうふうにもならないかなと思っております、そういった点で、今後の話になってしまって申し訳ないんですが、例えば何か一定分、今後について一定国から何か示されたものがあるですとか、そういったことがあれば、ちょっと教えていただければと思います。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 お答えいたします。

現在のところ、まだ国からは、特段ちょっと情報が来てないというところでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。そういった点では、様々新型コロナも含めて、様々なフェーズ変化というものは、今後も予想されるところでありますので、そういったところをちょっとアンテナ高くしながら、ぜひ引き続き取り組んでいただければと思っております。

続いて53ページであります、この重点課題対策検討事業ということで、庁舎、あるいは、市立病院というところで、例えば建設候補地の調査ですとか、そういったところの中身だよということで、お話をお伺いしたわけですが、調査をそもそも、どういった人がどういった調査をするのかなという、ちょっと差し支えない範囲で構わないので、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 調査、どういう方がやられるのかというところがございますけれども、基本的に我々、こちらの補正予算をお認めいただければ、基本的に業務委託、業者に業務委託させていただくというところがございます。専門的な業者が調査するという形になると思います。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。なぜこんなことを申し上げたかといいますと、非常にうわさが飛ぶんですよね。どこどこが検討されてるようだとか、そういった中で、様々なうわさが飛ぶということを、ちょっとお聞きをした関係もあって、そういった中で、こういった調査を行っていくということについて、やはり一定、慎重に行うべきなのかなという思いがあったので、そのあたりについてちょっと一言申し上げたかったということでもあります。

続いて、67ページのところでちょっとお伺いをいたします。学校施設環境改善事業ということなんですが、その中で先ほども、いわゆる環境整備事業のところについて、質疑もございました。そういった中で一つ、普通学級数及び特別支援学級数の増等に伴う設置改修ということで、一つには代表的なものとしては空調設備、そういったものがあるかなと思うんですが、まずお聞きをしたいのは、今回、今後の予定を見ますと、このとおりにいけば1月に契約手続、2月に着工となるわけですが、じゃあ進級、あるいは、入学、そういったタイミングで、この中身が間に合うのかどうか、やはりそこがちょっと気になりますので、ちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 4月から新学期ということになります。空調に関しては、冷房を使うのが夏の時期になります6月、本来であれば4月に間に合うようにとは思いますが、そこがちょっと2月以降の着工となりますので、5月、6月までには間に合わせたいということで考えております。あとは、それ以外のアクセスポイントですとか、大型計時装置、そういったところに関しましては、4月に間に合うように、整備、設置を進めていきたいと考えています。

以上です。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。先ほど課長おっしゃられたとおり、夏の暑さも大変厳しくなっ

すので、まず最低限そこは守っていただきたいかなと思うんですが、やはり進級、あるいは、入学した際に、行ったクラスで子供たちによっては、設備があつたりなかったりとなりますと、これは本当にもうかわいそうな話でありますので、その点についてはひとつ努力をお願いしたいということで申し上げておきます。

最後72ページ、指定管理者候補者の選定、審査結果についてということで、様々載せていただいておりますが、一つには最後お伺いしたいと思うんですけれど、これまでの総括というところと、今回、共同事業体ということになされたということなんですが、そういったのがどのようにある意味では具体的に、もっとよくなるといいますか、そういったところの判断になったのか、ちょっとそのあたり差し支えない範囲でお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 同じ資料ですね、資料6の73ページの下段に、評価されたポイントとあります。やはり塩釜市体育協会は、これまでの経験を生かした安定的な施設運営をやっていたということ、フクシ・エンタープライズは、スポーツ施設管理の専門企業である。それから、その二つが合わさってよりよい管理が行われる。フクシ・エンタープライズは、他市で中学校運動部の地域移行の受皿、そういったことも、やっていたということ、我々としてはそういったことを、今、文部科学省が進めておりますその地域部活動移行というのは、本当に大きな問題でございますので、それに対応できる企業ということで、かなり期待しているところでございます。

以上です。

○鎌田委員長 ほかございますか。菅原委員。

○菅原副委員長 それでは時間も押していますので、皆さんから意見も出ましたので、何点か私から質問させていただきます。まず資料No.6の52ページのふるさと納税について、ちょっと確認させていただきたいということで、このふるさと納税ですけれども、先ほど志賀委員からももう業績が倍、件数にしても3倍、それから寄附金についても2倍強という形で、業績が上がったわけですが、この要因というのは、やはりふるさとポータルサイトの活用ということで、ここにも書かれておるわけですが、このふるさと納税のポータルサイト、この活用という形なんですけれども、この中身がどのようなサイトなのか、また、一般の人がこのサイトに行きやすいのか、それでこういう業績がアップしたのかというのを、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 ふるさと納税のポータルサイトですけれども、現在、12月からも含めまして7サイトで募集をしております。特に、「8サイト」の声あり）8サイトですね、申し訳ありません、8サイトになります。その中で、一番寄附金額が大きいのが、ふるさとチョイス、よくコマーシャルやっていると、あと楽天のふるさと納税のポータルサイトというところが、今、一番大きいというところで、大手の有名なところということで、ふるさと納税の寄附をいただいているという状況でございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原副委員長 ありがとうございます。私も、このポータルサイト、ネットでやはり閲覧してみますと、約19サイトぐらいいろいろ多く入っているわけなんですけれども、その中でもランキングがあって、先ほど言った楽天のふるさと納税の部分とか、それからふるさとチョイスですか、そういうのも何か上位に上がっているんですけれども、そういった部分で、今現在、8サイトで行っているということで、この業務委託のポータルサイトのこの8サイトにみんな委託料として払っていくのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 まず各サイトにつきましては、委託料ではなくてサイトの利用料、あと、寄附金額に応じた決済手数料、こちらを支払っているということでございます。大体、サイトによって違いますが、大体7%から10%程度の利用料、手数料を支払っているということになります。そのほかに、御礼品の部分として、カメイに委託をしているということでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原副委員長 分かりました。7%から10%手数料として払っているということですが、やはりいろいろなサイトがありますので、ぜひともこれ多く、多分サイトに入っていけるように、全国から皆さん、いろいろなサイトを見ていると思いますので、どんどんこのサイトを多く登録していただきたいなど。その金額によっての変動という形であれば、今後もこれが大変重要な、やはり財政のもうふるさと納税の基金となりますので、ぜひともお願いしたいと思います。

それから先ほど、委員の多くからもありましたけれども、この隣の53ページの重点課題の検討事業という形でありました。これも、市民の皆さんも本当に最重要という形で、庁舎の部分とか、それから市立病院はもう4年前とか、かなり前から、今、いろいろな部分でやはり老朽化が進んでいるので、新しくしなくてはいけないというのが掲げられて、やはり喫緊の課題になっていたと思うんですけれども、今回そういう調査を行うという形でありまして、ここで400万円強ですか、財源として使われるわけですけれども、使われる場合に、今まで我々総務教育常任委員会で入札なども行っているんですけれども、この調査に関して、どのような方法でやられるのか。例えば、コンサルを使って調査をかけていくのか、そういった部分で、競争入札も含めてどのような形で行っていくのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 お答えいたします。

一般競争入札で基本的に募集させていただきまして、業者を決定していきたいと考えております。

以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原副委員長 ありがとうございます。我々も閉会中の審査で、いろいろな入札に関して、いろいろな勉強させていただいておりますので、こういった形で、皆が参加できるような事業として進めていただきたいと思います。中身に関しては、これからいろいろと調査等も含めて、課題が出てくると思いますので、そのときはまたご報告いただければと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

それから54ページの、しおがま生活応援の事業でございますけれども、これは大変に本当にありがたく、割増商品券事業ももう第5弾まで作っていただきまして、今回、年内が5弾も終わった時点で、この次の段階で、しおがま生活応援券という形で事業ができるということで、市民にとっては大変ありがたい中身の、やはり補助事業だと思います。そこで1点ちょっと気になった部分なんですけれども、この割増商品券事業の取扱い店なんですけれども、やはり冬場に関して、燃油なども高騰しているということで、皆さん市民の方にお会いするたびに、灯油が高いですよという方たちも、ちょっと私が聞く中で、この取扱い店の中に、共通ですか、大型店も使えるような部分なのか、それとも、全てこれを廃止して、どこでも

使えるようになっている券なのか、その辺ちょっと、どのような券なのかをお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 お答えいたします。

こちらの事業、しおがま生活応援券事業ということで記載しておりますけれども、基本的に市民の方々が、1月以降も生活が苦しいというところで、支援するものでございます。こちらの応援券につきましては、基本的には、割増商品券事業取扱い店に登録している事業者のどこでも使えるような形で、我々としては検討しております。

以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原副委員長 例えば、近くのホームセンターも塩竈市には何件かあるわけですが、ホームセンターも登録店になっていない場合があるわけなんですけれども、そういった店に関しては、やはり事業者さんから、加盟店というか取扱い店ということで、登録しなくては行けないと思うんですけれども、そういった部分で、ホームセンターなどでは、灯油なども販売しているわけなんですよね。そこの近くの方はやはり、ホームセンターで購入する場合がありますので、そういった登録の取扱い店の中というのは、どのように今、なっているのか、今後どのように増やしていくのか、その辺ちょっとお伺いします。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 登録店につきましては、ちょっと先ほどもお話しさせていただきましたが、第5弾の商品券事業の取扱い店というところでございます。基本的に灯油を買えるところも入っていたかと思いますが、もし、そういった、委員のおっしゃるお店へ、もし入っていないければ、我々もホームページ等などで募集をかけさせていただきますので、そこで申請していただければと考えております。

以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原副委員長 分かりました。ちょっと1回調べていただきまして、大型店のホームセンターが抜けている部分もあるのかなと思ったので、ちょっと確認させていただきました。

続きまして、67ページの、皆さんからもちょっとお話があったと思うんですけれども、やはり学校の環境の整備の中で、やはり事業内容の(2)の空調、Wi-Fiアクセスポイン

トという形で、今現在、学校もGIGAスクールとか、子供たちがアクセスポイントを使うために、Wi-Fiの設置も、学校も大分整ってきたわけなんですけれども、やはりこういった形で特別教室とか、多目的教室とか、その辺がまだできていないという部分なんですけれども、あとまた、体育館などもやはり災害のときは、避難所にもやっぱりなるわけなので、今後、こういった部分も含めて、やはりある程度の学校のWi-Fi環境を、全て網羅できるようなことができないのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思うんですけれども。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 学校のWi-Fi環境の整備についてのご質問いただきました。今現在は、普通教室に全教室に設置しております。あと、一部の特別教室にも設置はされておりますが、全ての教室にはなっておりません。今後、学校のどこにいてもWi-Fi環境が整っている状況にしたいと考えております。また、体育館についても避難所の機能がございますので、そういったことを含めまして、学校のどこにいてもWi-Fiというか、ネット環境が整っているような状況にしていきたいということで、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原副委員長 ありがとうございます。ぜひともこれは、いつ災害が起きるか分からない状況の中で、やはりWi-Fi環境というのは、東北の震災もあったわけなので、やはりWi-Fiというのは、大変重要な役割を果たすと思いますので、ぜひとも早急な対応をお願いしていただきたいなと思います。

続きまして、69ページの学校修学旅行のキャンセル料について、ちょっと1つだけ確認させてください。今回、杉の入小学校の6年生が修学旅行で、ちょっと新型コロナの感染の状況で、修学旅行が延期になって、6月から9月になったわけなんですけれども、これはキャンセル料としては宿泊料という形で書いてありまして、国からの支援もできるという形も、ここにもあるとおりなんですけれども、今、考えますとやはり、このキャンセル料というのは、学校の、私は一般に旅行に行つて体調を崩したときに、旅行のキャンセルをするわけなんですけれども、何日までは無料で、それ以降はキャンセル料が取られますよ、何日からは取られますよという形で、やはり宿泊にはそういった決まりが多分あると思いますけれども、ぜひとも、やはり学校もやはりきちっとその状況を踏まえて、これは新型コロナの関係なの

で、なかなか厳しいとは思うんですけども、やはり前もってある程度の期間を設けて、こういったキャンセル料が発生しないぐらいの、学校側も教育委員会から指導をお願いしたいなど、私は思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 今回、杉の入小学校で新型コロナ感染の影響がありまして、修学旅行の日程を変更せざるを得ないというところで、そこに関しましては、旅行会社と協議をして、今回宿泊料に関してキャンセル料が発生したというところなんです。感染を拡大させないためという措置で、今回変更したというところで、学校にも、教育委員会で今後、修学旅行の日程、来年以降、日程でキャンセルについても旅行会社と連絡を取り、協議をしながら、そういうキャンセル料が発生しないような取決めというか、通常、近い時期にキャンセルしましたらキャンセル料は出るものかとは思いますが、そういった取決めなども、キャンセル料に関する取決めなども、旅行会社と学校と調整するように教育委員会からお伝えしていきたいと思っております。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原副委員長 ぜひお願いします。今後もこれはずっと続くと思いますので、やはり修学旅行も毎年ございますので、その辺も教育委員会も監視しながら、学校の修学旅行の部分の行事も、指導していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、72ページのスポーツの指定管理の概要が、ここにいろいろ書かれております。私も見たんですけども、今回、やはりこの新たに今までは塩釜体育協会が一社で行っていたわけなんですけれども、今回共同事業という形で、フクシ・エンタープライズが参入されたんですけども、例えば、体育協会の仕事の内容というのは大体分かるんですけども、今回、フクシ・エンタープライズの共同事業との中で、今回どのように携わってどのような仕事をされていくのか、その辺ちょっとお伺ひしたいなと思います。

○鎌田委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 まずフクシ・エンタープライズなんですけれども、各種スポーツ教室とか講習会の企画、それから指定管理者として公の施設をJVで県内でも管理してるという実績がある企業でございます。塩釜市体育協会とフクシ・エンタープライズの役割分担としては、提案書によりますれば、主に温水プールのほうをフ

クシ・エンタープライズ、それから体育館のほうを塩釜市体育協会が担当し、その上に統括する事務局を設けるといような提案内容になってございます。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原副委員長 分かりました。ということは体育館と温水プールで分けて、多分やられるのかなという部分があるわけなんですけれども、私から見れば、このいい面と悪い面が多分あると思うんですけれども、例えば、業務の委託料なども、やはりこれから市としてある程度お支払いしていかなくてはいけないんですけれども、これに関してはやはりこの委託料などは、今までと変わらないままに、指定管理者としての委託料としてやるのか、その辺ちょっと伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 前回定例会で、債務負担の上限額を認めていただいた金額なんですけれども、単年度で第6期は、今回の契約ですが、単年度で8,770万円、1年間で見込んでおります。なお令和4年度、先ほど、今回議案で出しております燃油高騰の分をまだ入れない関係で言いますと、8,350万円程度でございまして、大体、年間400万円ぐらいは上がるような計算になってございます。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原副委員長 分かりました。ありがとうございます。私からは以上です。

○鎌田委員長 ほかございますか。土見委員。

○土見委員 私からも、ちょっと時間も過ぎていて、おなかも減ってきたんですけれども、手短かにやっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは資料No.6の1ページ目から順にやっていきたいと思います。1ページ目、塩竈市個人情報の保護に関する法律施行条例についてのところです。今回、先ほど小高委員からもいろいろとお話あったんですけれども、僕はどちらかというと、やっところまで来たかというところが正直なところです。やっところとして、いわゆる過剰だと言われるぐらいの個人情報、日本の個人情報保護というのをうまく利活用のほうに目を向けてくれたなというところが今回の法律に関する感想ではあります。その中で、条例として落とし込まれてきたわけなんですけれども、背景の部分を見ると、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護と、

データ流通を両立すると書いてあるように、今回の肝というのは、僕の中では、今まで各自治体ごとに定めていた個人情報保護というものを、まず国で一括したこと。これによってデータを扱える、同一規格で扱える量というのが非常に増えたというのが1つと、それからデータ流通を完全にちゃんと明記することというところが、2つの大きな肝なのかなと考えていました。

実際の条例を見ていくと、ほぼほぼ、現行水準を維持するような形になっている中で、実は、肝の1つである行政機関等の匿名加工情報に関するところを規定しないとなって、ちょっとがっかりしたところがあるんですけども、今回、本市での利用事例は想定されないため、規定しないということなんですけれども、なぜ想定されないと判断されたのか、伺いたいと思います。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 実はこれを規定する前に、市で行政機関、この匿名加工情報に適用できる情報が幾らあるのかというのを調べてございます。それが約60件ということでございました。その中で、まず規定しないというよりは、県、あるいは政令指定都市での先行事例をしっかりと見定めたいというところがひとつあったということで、今回は規定しないとしたところでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。小高委員に対する質疑の中でも、民間の方には取りあえず話は聞いていませんよという話があったんですけども、こういうのって民間が活用するアイデアを持っているところなので、本来は聞いてしかるべきものだと思っております。

先行事例をという話なんですけれど、実は今、これだけ社会情勢が変わっていく中で、各自治体も厳しくなっていく中で、地方がどうやって生き残っていくかと考えたら、こういうところに力を入れていかなければいけないだろうなど。特に何々特区という制度をつかって、新しい先進的な取組を、各地でやっていると思うんですけども、新しいことを始めるというのは、ある程度のちっちゃな規模の中で運用を始めていくことが、基本やりやすいと言われていた中で、かつ、情報を使うというのは、コスト的にも安くできるようなところであって、我々のような小さな自治体というのが、アイデアを持って先進事例をつくるいい事例だと、本来なら思うところなのに、その先進事例を見てから考えましょうというのは、非

常になかなか厳しい感じの姿勢なのかなというのは、正直思っています。なのでどうしてもこの規定しないというところが、引っかかってしまってるところではあります。

今回、規定しないという話で、本来民間が活用するものなんですけれども、パブリックコメントもしないのかという話もあって、時間がないからしませんという話もあったわけなんですけれども、本当に民間の意見を入れないうままに、この条例をつくってしまっているのか。今後、民間としてこういう情報、ほかの地域でも使ってるんだけど、使いたいんだけどという話が来たときに、市としてはどういう対応をするのか、そこを伺いたいと思います。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 まずパブリックコメントについては先ほど、小高委員にもお答えさせていただいたとおり、今回、条例が大分法の中での規定があって、我々の中で任意でできる部分が少ないということで、パブリックコメントしなかったというところだと、まずご理解をいただきたいと思います。

その中で、今、情報の活用ということにつきまして、確かに民間の方にこういう情報を提供して、提案を募るという手法もある一方で、我々自治体の中でこれを持つことについて許容されておりますので、我々はその情報をどう活用していくかという側面もあるかとは考えてございます。我々が持っている情報が、民間の方でどういう形でというところについては、正直まだこれからだとは考えておりますが、決して民間の方から提案を募集しないので、活用しないということではなくて、行政の内部でしっかりとその情報をいかに活用していくかということが、大事だと考えておりますので、繰り返しになりますが、ほかの事例をやはり見ながら、民間の方に提案をする時期が必要だと考えればそのときに考えていきたいとは考えてございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そういう姿勢だと多分民間って来ないんですよ。新しいところで、むしろどんどん活用するためにウエルカムですというところに、民間ってたくさん集まっていくので、なかなかこっちからやる、民間からどんどんアプローチをして、心血を注いで、やっと条例が変わりましたというようなところでは、民間は寄ってこないと思います。なので、ぜひどんどんうちを使って、市民のサービスを向上してくれというような形の攻めの姿勢を持っていかないと、どんどんどんどん遅れてきます、正直。そこはちょっとと言

わせていただきたいと思います。

続きまして、議案第67号、一般会計補正予算からです。資料No.6のP53、P53、企画費のところ。先ほどから皆さんからご意見、ご質疑等あったので、必要なところだけちょっと聞きたいと思うんですが、ちょっと僕、この重点課題検討会議の内容をしっかりと把握していなかったのも、もしかしたらその中に出てくるかもしれないんですが、この資料の事業内容のところを見ると、法規制等、建設候補地として満たすべき要件の設定を行いますとあるんですけども、今回、庁舎と市立病院のハード整備についてということなんですが、前提として、庁舎というのはどこまでの範囲を指すのか。例えばこの今あるこの本庁舎だけなのか、壺番館なり水道部なり、全部を足したのものになるのか、いろいろ庁舎といっても前提条件によって、候補地選定って大分変わってくると思うんですけども、このあたりの今、委託するための前提条件、法規制の部分はちょっと除いておいて、どのようなものを庁舎として指して、あと市立病院、市立病院とももしかしたら一緒になるのかもしれないです。スペース的にちょっと厳しいかなと思うんですが、そのあたり、どういうふうを考えて委託をする予定なのか、そこを伺いたいと思います。

○鎌田委員長 末永政策調整管理監。

○末永総務部政策調整管理監兼公民共創推進専門監兼新型コロナウイルス感染症対策専門監 私から答弁させていただきます。まず今、委員からもお話あったとおり、前提は今のところ正直つくっていないと、あえて言わせていただきます。これは、庁舎については、今、挙げていただいたとおり、例えば水道部庁舎あります、壺番館庁舎もあります、こちら本庁舎もあります。それぞれが、本当に分散していいのかという議論は、絶対必要になってくるかと思えます。一緒になって、かつ、例えば、他の機関とも一緒になって、複合施設という形もあるのではないかと、そういったあらゆる可能性というのを、きちんと議論の中でしていきたいなと考えているところでございます。これはもちろん、あと場所の制約ももちろんございます。どんなに理想的な、例えば複合を考えたとしても、狭いところだったら、どうしたってできないという問題だっただけでございますし、その辺も含めて、今回この委託の中で、きちんと幅広い選択肢の中での議論というのを重ねていきたいなと思ってます。繰り返しになりますが、決して今のところ、決め打ちでやってるわけではなくて、きちんと合理的で、かつ本当に有効な庁舎という形で活用できるようなスタイルを、我々としてはきちんと議論していきたいと考えています。

以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。僕もいろいろなうわさは聞くんですけども、別に決め打ちとは思っていないので、これからの全ての可能性を見て検討していただけたらと思います。ちょっと気にしたのは、いろいろな条件、様々な選択肢を検討するのはもちろんいいんですけども、この2か月間という期間の中で、その複数の件、選択肢を絞らずに委託して、本当に果たしてすごい熟考された内容、結果が出てくるのかなという、非常に心配なところがありました。というのは複数箇所を候補地として選定しますという話なんですけれども、今の、どこどこ、どこの庁舎と庁舎を一緒にするとか、ほかの民間施設ともしかしたら合わせるかとかも含めて考えていくと、一体選択肢って何十パターン出てくるんでしょうというぐらい出てくると思うんですね。そういう中で、この今回委託を1月に契約手続をすると、そこから3月に成果品を納品してもらおうと。その間、市との協議も非常に多く重ねられると思うんですけども、最終的な成果品としては、どのようなものを納品してもらおう予定なのか、そこを伺いたいと思います。ただ単純にここです、ここです、パターンならこうです、そういうものを複数、例えば10個とか出してもらおうのか、どういう形の成果品を想定してるのか、伺いたいと思います。

○鎌田委員長 末永政策調整管理監。

○末永総務部政策調整管理監兼公民共創推進専門監兼新型コロナウイルス感染症対策専門監 お答えいたします。

ちょっと答えづらい部分あるかもしれませんが。要はその内容によって、この3月に成果品が上がるかどうかというのは、また別な議論になるかと思しますので、その辺はちょっとご容赦いただきたいと思います。議論というのが、今年初めて議論したわけではなくて、言うまでもなく、過去に、令和2年度から各7つの重点課題の議論からまず始まっております。その後、令和3年度においても、例えば清掃工場もそうですし、庁舎もそうですし、病院もそうですし、それぞれの調査検討というのを進めてきて、かつあとコストもかけて調査、委託などもかけているところです。それを一堂に会してというか、並べて議論しましょうというのが、今年だったというようなところでございます。その上で、先ほどの話と一部かぶりますけれども、実際に我々職員の中だけで議論したり、場所とか数値等の積み上げなどの限界がございますので、そのところは、それこそプロフェッショナルの方々に対してコスト

をかけてお願いすることによって、議論の土台の部分成果物としていただくというのは、我々の今の目的となっています。

以上でございます。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。では、ここの部分はこれで終了したいと思います。

次に隣のページ、54ページ、しおがま生活応援券事業についてでございます。今まで過去5回、割増商品券事業を行ってきたと思います。今回割増商品券事業という形から、この応援券という事業の形に変更した理由というのを教えてください。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 答えいたします。

今回、こういったしおがま生活応援券事業、実施するという理由でございますけれども、こちらに関しましては、現在のエネルギー価格、また食料品価格、物価高騰の影響を受ける生活者の皆様の支援を目的といたしまして、家計の負担軽減につながる、こういった応援券を配布することで、皆様の支援になればという思いで今事業を提案させていただいております。

以上でございます。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 それは概要にも書いてあるんですけども、そうではなくて、それならば同じく5,000円分を、市から市民の方に提供するという形であれば、10割増しでも同じようなことだと思うんですけども、一番大きなところとしては、前段、市民の人が5,000円を支払ってから1万円もらうか、それともただ5,000円をもらうかというところの違いだとは思いますが、この割増商品券事業というスタイルを今まで貫いてきた中で、なぜここで変わったのか、そこを伺いたい。そこをお願いいたします。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 答えいたします。

今回、こちらのしおがま生活応援券事業につきましては、新たな新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、こちらの中身がこういったものにまず使えるということで、今回提案しているというところでございます。また、こちらの先ほど言ったLet's Buy! しおがまの10割増し商品券、割増し分、商品券売っておりますけれども、こちらのその

割増し分の5,000円分を、今回、市民の皆様方に生活支援という形で、配布させていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 すみません、最終的には確認してから、もし間違っていればまずいので、お答えさせていただければと思いますが、僕の認識の中で、今回のこの1億5,000万円近くのお金というのは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中でも、特に国からこの物価高等に対応するために使ってくださいという、これは方針というのか、そういう使い道限定と言っていいのか、そういう方向性の中で使ってくださいということがあったと、報告を受けておまして、その中で、例えば燃料費が高騰した分の補填にならないかとか、そういうような考え方で使う、そういう趣旨で今回、出させていただいた案件でございますので、今までの商品券とは、ちょっとニュアンス的には若干違うものかなと認識しております。あと正式なものは、後ほど土見委員にもご報告させていただければと思います。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。臨時交付金の中でも、ちょっと用途というか狙いが違うよという話なんですよ。ありがとうございます。そう言われると納得します。ありがとうございます。それで、今回、約2万4,100世帯に配布をということなんですが、今まで、割増商品券事業を見ていくと、過去5回、それぞれ何世帯、市内の方だと何世帯にそれぞれ割増商品券事業というのはご利用いただいていたのか、過去5回のデータってありますか。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 すみません、ちょっと割増商品券事業の5回のデータを、ちょっと今、持ち合わせておりません。

以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。例えば第5弾ですと、1万6,500世帯という話だったと思うんですけども、

○鎌田委員長 これ産建に関することなんですよ。これ内容はね。

○土見委員 これ内容は、こっちの総教の内容で、要するにこの2万4,100世帯、今まで商品券で1万6,000何がしの世帯数に配布ができていたと。かつ、事業規模としても1万8,000世帯

マックスでこれまで事業をつくっていたということを考えると、今回8,000世帯分多く出すということが、非常に気になってくるころではあります。というのは、今まで割増しのほうで対象となつてこなかった、6,000世帯ないし8,000世帯というところを、今回対象にした。じゃあ今までその世帯というのは、何で割増し商品券を利用しなかったのか。様々理由はあると思うんです。もう面倒くさいから使わないという方もいれば、世帯として住民登録していても利用できない、何かしらの理由で利用できないという方もいたと思うんです。そういうことを考えていくと、今回、約2万4,100世帯全世帯に配るということで、それぞれの世帯がすべからく使っていただけるのか、利用率大分下がるのかなとか、考えてみたんですけれども、そのあたりどのような検討がなされていたのか、伺いたいと思います。

○鎌田委員長 佐藤総務部長。

○佐藤総務部長 割増し商品券の設置については、ちょっと産建の問題でもありますので、置かせていただきますが、今回しおがま生活応援券事業といたしまして、約2万4,000世帯ということにさせていただきましたが、先ほど市長からご答弁させていただきましたとおり、今回、例えば燃油、それから電気代も上がっている、ガソリンとかも上がっている、そういった中で、市民の各世帯あまねく、やっぱり何らかの影響を受けているであろうということで、国からこの交付金、目的が示されているというところがございます。ですから、この応援券ということでは出しますが、そこで例えば電気代に行っている部分が多くなっているの、ほかの部分にこれを充てて、例えば食品も買いましょとか、そういったこともできるようなスタイルとして、今回の制度設計をさせていただいているということです。それから塩竈市の各世帯、やはり何らかの影響を受けているということになりまして、全世帯に今回はプッシュ型でお届けをさせていただき、お役立てをいたしましょという趣旨でございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。あまり細かくはやらないのでここまでにしておきますが、続きまして、72ページ、最後に指定管理者のところについて伺いたいと思います。今回塩竈市スポーツ施設指定管理者候補者の選定についてということで、塩釜市体育協会とそれからフクシ・エンタープライズの共同体が、今回、団体として選ばれたということなんですけれども、そこで伺いたいんですけれども、同じこの体育館とプールという施設なんですけれど

も、時代によってそれを利用する方々も変わってくるでしょうし、それこそ市民の年齢構成も変わったりということで、それぞれの時代によって求められる形というのは変わっていくと思います。その中で今回、この指定管理者を選定する過程において、塩竈市としては過去、今後5年間で、この施設を利用して、市民にどのような価値を提供したいと狙いを定めた上で、この選定に当たっていたのか、その部分伺いたいと思います。

○鎌田委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 今回の第6期の指定管理募集に当たっては、経営の効率化はもちろんのことですが、やっぱり生涯スポーツの普及と推進ですとか、スポーツ団体との連携とかといった、市内のスポーツの振興というのを考えておりました。特に先ほども菅原委員にもお答えしましたけれども、中学校の部活動の地域移行というのが大きな命題がございますので、そういったところに対応できるという業者、今回選ばれたというのは、ちょっと私としては本当にうれしいところだと思っております。

以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。仕様書を見させていただくと、84ページですね、同じ資料の84ページを見ると、ここに設置の目的だとか、指定管理者の使命とか、あとは基本方針と書かれているんですが、ここに書かれている内容というのは、ほぼほぼ、例えば10年前でも20年前でも内容ってほとんど一緒のもので、実際ここに書かれていない、この大枠の部分に加えて、どういうところをエッジを利かせたものをつくっていくかというところが聞いたかったところです。それで、今のお話伺ったところ、要するに部活の地域移行ですよ。その部分で、実例がある団体さんが来てくれてよかったなという話があったんですけども、一社しかいないので何とも選択肢がなかったかなと思うんですけども、ここの評価されたポイント等を見ていくと、本市でも同様の取組を行うことが期待できると書いてあって、取り組んでくれるとは書いていない、何かちょっとふわっと濁したような形になっているんですが、事業者の今回プロポーザルということで、プレゼンテーションがあったと思います。我々ならこういう施設の活用をしていきます、こういう形で市民含め利用者の方にすばらしいサービスを提供します、あると思うんですけども、この事業者たちからはどのような提供があったんでしょうか。提案があったんでしょうか。

○鎌田委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長　なかなか一言で言うのは難しいんですが、実は提案内容というのは、これぐらいすみません、大きく厚いものでございました。この中で、新たなやはりこの施設の有効利用、それから地域のスポーツ振興、ネットワークの構築、そういったことを言っていただきまして、特に地域部活動の、先ほど言いましたようにその実績があるという話はそこでアピールはされておりましたので、本当に期待しているところでございます。

以上です。

○鎌田委員長　土見委員。

○土見委員　この地域のスポーツの振興とか、そういうのは、多分どの業者でも言うような内容だと思うんですね。じゃなくてこの業者だからこそ、我々ならこういうことができますと、こういうことをしていきます。例えば部活の地域移行の話もあったと思うんですけれども、我々はじゃあ今年、受かったならば、地域移行を強力に進めますとか、そういう何か提案があったのかなと、特筆すべきものがあったのかというところを伺っております。

○鎌田委員長　武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長　すみません、失礼いたしました。まず、地域移行につきましては、こちらはそういった能力はあるというのをアピールはしてまいりましたけれども、当然指定管理の仕事が全く別物でございますので、この提案の中には、含まれてはおりません。当然指定管理の仕事ではございません。そういった中で、特別な提案といいますと、ちょっとほかの事業者と比べて我々もおりませんので、どういったものがちょっと特別かというのは、なかなかお答えしにくいというのが、すみません、正直なところです。

○鎌田委員長　鈴木教育部長。

○鈴木教育委員会教育部長　なかなか難しいご質問なんですけれども、資料の72ページ、この後段に、共同事業体のスローガン、施設管理の基本方針と載っております。これらの提案の中に載っておりました共同事業体、この2社の共同事業体のスローガンでございます。スポーツの力で塩竈の明るい未来を切り開くという、こういったスローガンを基に、下の8つの基本方針を共同事業者で立てまして、これにのっとった事業提案を受けているというところでございます。今までの事業者のみの塩釜市体育協会だけの今までの選定の形ですと、本当に提案も、あまり厚くない内容でございました。今回、本当にこの共同事業体になったとい

うことで、民間のノウハウのものを使った提案書を出していただいて、この中で塩竈のスポーツを発展させていこうという提案をいろいろ聞いておりました。その中で、全国的な展開をしているこの事業者が、今までずっと地域に根差してきた塩釜市体育協会との相乗効果で、さらに、体育館、プールの管理を基に、全体的なスポーツ振興を図っていけるのではないかとというのが、私どもの期待しているところで選定させていただいたというところがございます。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 大変誤解を生むような発言がありましたので、補足をさせていただきます。その時々執行部の皆様方、もしくは仕様書等々で掲げられたものに合致したかどうかで選任されたものと、僕は理解しております。ですから、今の発言については、一部、撤回したほうがいいのではないかと、市長として感じましたので、大変誤解を生むようなことがあったことについては、おわびを申し上げさせていただきたいと思っております。その時々最善の申込みがあつて選ばれたものと、市としては認識をしております。

以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。まさにそうおっしゃるとおりだと思いますので、何とも言いがたいんですけども、分かりました。了解はしました。一応プレゼンテーション、ヒアリング公開だったと思いますので、後でプレゼンテーション資料をご提示いただければと思います。そうすると内容が分かると思いますので。遅くなりましたけれども、私からは以上です。ありがとうございました。

○鎌田委員長 ほかが発言ございますか。小高委員。

○小高委員 すみません、大変時間がたっている中で、恐縮なんですけど、1点だけお伺いしたいと思っております。35ページの職員給与等の取扱いについてというところで、先ほど志賀委員から様々伺ったわけなんですけど、1つにこの(2)、2の(2)のところで、いわゆる期末・勤勉手当の支給月数の引上げというものが出ておりますが、今回その一般職の職員の方についての記載ということになっているんですけど、勤勉手当の引上げということで、これ会計年度任用職員については、どういう取扱いになるのかちょっとお聞きしたいと思っております。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 会計年度任用職員については期末手当の支給となっております。

ますが、今回の人事院勧告については勤勉手当の改正ということでありますので、会計年度任用職員については変更なしという内容でございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 全て自治体横並びでそういう形になってるんでしょうか。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 自治体によりましては、勤勉手当を条例で定めている自治体もあると聞いておりますが、一般的に我々が聞いていますのは、期末手当のみの定めと捉えてございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 期末手当のみということでの支給ということは理解をするんですが、そもそもの今回の引上げの趣旨等々を踏まえたときに、勤勉手当の引上げということだから会計年度任用職員は対象外ですよというのは、私ちょっとよく分からなくて、そこを例えば期末手当の引上げということに対応できないのか、そういった部分ちょっとお聞きしたいんですが。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 期末手当と勤勉手当の支給の考え方は基本的に異なっていると考えてございます。勤勉手当制度は、勤勉手当についての成績率ということが反映された部分での手当ということでありまして、会計年度任用職員の方につきましては、成績評価というところはないというところがございますので、我々としては期末手当、会計年度任用職員の方については今回なしと考えてございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 とは言いましても、各自治体間で様々ということがあったかと思うんですけれども、何か岩手県等見ますと、期末で対応しているところもあるということで、そもそも会計年度任用職員という制度そのものの趣旨等々を踏まえたときに、様々引上げの理由等々含めて考えるところがあるんだと思うんですが、一方で人事院勧告がそもそも何を目的、何を基にして今回引上げを決めたかということ踏まえると、その辺りの議論というものやはりあってよかったのかなと思っていますので、マイナス改定、マイナスのものでなければ遡及できる

とできるのかなと思っていますので、今後ちょっとその議論を進めていただきたいと、ここはちょっとお願いしておきたいと思います。

すみません。以上で終わります。。

○鎌田委員長 ほかご発言はございますか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午後 0時55分 休憩

午後 0時59分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告がありませんので討論を終結いたします。

採決いたします。採決は分割で行います。

まず議案第62号について採決をいたします。

議案第62号については原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手多数であります。よって議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号について採決をいたします。

議案第63号については原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手多数であります。よって議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第64号について採決いたします。

議案第64号については原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手多数であります。よって議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号について採決をいたします。

議案第65号については原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手多数であります。よって議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号について採決いたします。

議案第67号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手全員であります。よって議案第67号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。（「73号」の声あり）

73号あった。ちょっと失礼しました。議案第73号について、採決を取らせていただきます。

議案第73号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手全員であります。よって議案第73号については原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

これより請願審査を行いますので、関係者以外の方は、退席していただいて結構です。

午後 1時03分 休憩

午後 1時05分 再開

○鎌田委員長 では休憩前に引き続き会議を開きます。

では請願第5号 消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める意見書提出についての請願を議題といたします。事務局に請願文章表を朗読させます。議事調査係石垣係長。

○石垣議事調査係長 では請願文書表を朗読いたします。番号第5号。受理年月日、令和4年12月1日。件名、消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施延期を求める意見書提出についての請願。

要旨。新型コロナ危機の収束が見通せない中、社会経済においては物価の値上がり、原材料の高騰などで、営業も暮らしも大変厳しいものとなっています。そうした中で、令和5年10月からスタートするインボイス制度（適格請求書等保存方式）の実施に向けた準備が進められています。

この制度に対する事業者への周知徹底が不十分で、塩竈市中心部の商店では、新型コロナや物価仕入れ高騰に悩まされ、インボイス制度について、制度がよく分からないや、考えられないといった声が出されていました。中小、零細事業者としての問題点は、商取引において、免税業者が排除されてしまう懸念があることです。もう1つは、免税事業者であった小

規模事業者が消費税の課税業者となり、新たな税負担が発生することにあります。既に事業者間の取引において、下請業者、免税業者に対し、消費税分の切捨て予告連絡がきた事例も出ています。

そもそも消費税制度では、売上高1,000万円以下の小規模事業者に対して配慮が必要という観点から、免税事業者として取り扱われてきています。インボイス制度が実施されれば、こうした小規模事業者は、あえて課税業者を選択するか、または廃業の道を選ぶか、大変厳しい状況に追い込まれてしまいます。

また、実務負担も増大します。複数税率となっている現在でも、帳簿の区分けが大変なのに、登録番号整理まで求められることとなり、小規模事業者にとっては複雑過ぎて、過重負担となってしまいます。

今、全国民がコロナ禍で苦しんでいるこの時期に実施すべきではありません。インボイス制度の実施延期の判断が求められます。既に多くの自治体が、実施の延期等を求める意見書を出しているところです。

ぜひ、塩竈市議会としても、国に対して、インボイス制度の実施延期を求める意見書を出していただくようお願いいたします。提出者、塩釜民主商工会会長、千葉藤男。

紹介議員、伊勢由典、曾我ミヨ、辻畑めぐみ、付託委員会総務教育常任委員会。

以上であります。

○鎌田委員長 請願紹介議員より、請願趣旨の説明を求めます。伊勢由典議員。

○伊勢議員 総務教育常任委員会の皆様には、3時間に及ぶ議案審査に大変ご苦労さまでと、もう一度申し上げます。また今日の請願の審査の行方を見守るために、今日、傍聴者の方もお見えになっておりますので、大変長時間にわたる傍聴、ご苦労さまです。1問だけ、もう時間も長く進んでいますので、1問だけご紹介します。

日本商工会議所において、インボイス制度については、やっぱり準備は取りかかれなないと中小企業においては、そういう意見書が9月に日本商工会議所の中でも、表明されております。また、全国税理士会も延期を求めると、過般、塩釜のシルバー人材センターに伺いましたが、やはりこのインボイスについて制度上加えなければならない、非常に手間暇がかかって大変苦労しているんだというお話も伺いました。

今度の塩竈市の広報12月号に、この消費税のインボイスについての説明会を、塩釜税務署で行うという告知がされております。12月21日ですが、僅か15人の定員だそうです。あとはも

うみんなその周知については、その後サポートを行うということになっているようで、これでは、大変現場で混乱している、インボイスとは何かというそもそもから始まって、混乱している中で、やっぱりまさに事業者にとっては、混乱すべき案件ではないかと。したがって、その請願趣旨に沿って、やっぱり延期を求めるといふことの見解書を提出していただいて、ぜひこの請願について、賛同していただければなお幸いではないかということ、一言申し上げまして、私からの紹介議員の一言にさせていただきます。本当に長時間ご苦労までございます。

○鎌田委員長 2名で。曾我ミヨ議員。

○曾我議員 ご苦労さまです。私からも何点か申し上げたいと思います。請願、今読まれた中に尽きるわけですが、改めて現行の制度では、事業者は、仕入税額控除制度にのっとり取り組まれています。売ったときに、受け取った消費税から仕入れたときに支払った消費税を差し引いた額を納税額でやっているわけです。

ところがこのインボイス制度は、適格請求者に登録しなければ、それがかなわなくなるという問題があります。氏名とか、それぞれの商店の名前とか、取引内容とか全部書いて、税務署に申請を出して、それで許可をされれば付与されると。その長い登録番号がなければ、結局適格請求者にはならず、一般の請求書では取扱いが、消費税が払っても払ったことにならないということになってしまいます。

例えば、売上げ1,000万円以下は、免税業者は対象外となると言いますが、仕入れについて免税業者から仕入れにかかる消費税については控除できないと。仕入れでかかっているわけだけれども、それが控除できないということになってしまいます。対象外からの仕入れとなれば、その分、その対象外から仕入れた分の消費税は、結局、買ったところが全部負担を持つわけですから、結局免税業者からは仕入れていかないということになっていくわけです。

今、大きい規模の事業者は別としても、多分先ほど伊勢議員が言われましたように、様々な業種がありますが、美容、理容、クリーニング店、そういう細かいところがあって、町が成り立っているわけですね。ところが、1,000万円以下の人たちが、それらに入れない、登録ができないということになりますと、結局、仕事をやめざるを得ないと。町そのものは、やっぱり小さいところがいっぱいあって、にぎやかさを増すわけですから、そういう点では本当にこのインボイス制度を慎重に審議して、それが本当にまちづくりについても役に立つのかどうかということ、よく委員の皆さんには、検討・研究していただいて、この請願をぜひ、採択していた

できればと思います。

以上です。

○鎌田委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。小高委員。

○小高委員 本当に長時間にわたりまして、お疲れさまです。先ほど紹介議員の方からも一定のご説明をいただいたところでもあります。それで冒頭、私としてはぜひ私の立場として採択すべきという立場からいって申し上げたいと思いますが、私も一定、商店街等も回りまして、そもそもインボイス制度とは、インボイス制度についてどうですかということも様々お聞きをしてきたわけですが、やはり前段一つ大きな声として伺ってきたのは、非常に年末忙しい中でもあったんだと思うんですが、コロナ禍で大変な中であって、まずこのインボイス制度がよく分からないという声が多数あったということは、私自身もお聞きをしてきたことです。そしてそれに加えて、中小事業者の方で、大手との取引がなされているところなどでは、もう既にインボイスのところ、消費税分の値引き通告というものが来たりだとか、あるいは、インボイスの発行をできるように今からやっというねというような通告も来ていて、そういった点では、事業者としてある意味では負担増というのを、今後の商売を踏まえると受入れざるを得ないというようなお話も聞いてきたわけです。

そういった中で、いわゆる消費税の導入時点から、いわゆるこの免税という仕組みもセットで加えられて、これまでその制度が続いてきた中で、今回、ある意味では自ら免税という制度をつくっておきながら、その免税事業者を排除していくようなやり方というのは、私としては非常に強引なやり方だなとも思っておりまして、先ほど塩竈ということもあったんですけれども、まさに中小企業の町、塩竈においては、非常にそういった意味で影響が大きいだろうと、こういうこともあります。そういった点で、白石市の市議会などでは6月定例会で実施延期を求める意見書というのの可決をしたと。角田市では中止を求める意見書を採択をしたそうであります。石巻市でも実施延期を求める意見書というものも採択、その請願について採択をしたということもある中で、私としては、この請願については、ぜひ、採択すべき中身ではないかなということで一言申し上げておきたいと思います。

ただ、一方で、この中身について、先ほど申し上げたとおり、事業者の方々もなかなか理解が追いついていないというような中で、果たしてすぐさま採択する、しないという話ができるものなのかなという思いもありますので、そういった点では私の立場としては採択すべきという立場で当然あるんですが、一方で、委員会として、例えば今後、一般会議等の手法も

あるわけですから、そういった中で、請願者の方でありますとか、あるいは請願者商工団体、そういったところに1回お話を聞くと、勉強するということも可能なのかなということでの提案を、私としてはさせていただきたいと思います。

以上です。

○鎌田委員長 ほかございますか。志賀委員。

○志賀委員 このインボイス制度というのは中小零細業者のいじめに近いんですね。本来であれば、消費税をなくさないで日本の経済は立ち直れないという状況下の中で、さらにまた新たな消費税を設けるということ自体が、本気になって日本経済を立て直すことと逆行していると私は思います。過去30年間、失われた30年と言われていますが、バブル崩壊後、3年ぐらいたって、幾らか景気が回復してきた、そのときに消費税が5%設けられた、それでまた景気が下がった。その後、また景気が上向いたと聞くと、そこでまた消費税アップするという事で、日本経済が30年間、物価も上がらずに、給料も上がらずに推移したというのが現実なわけですね。日本の消費のGDPの65%は国内消費なんですね。国内消費が回復しない限り、景気というのは回復しないわけです。ですから、簡単に言うと、消費税ゼロにすれば、実質、可処分所得は10%上がるわけですから、それで景気というのは幾らかでも回復していくだろうと思いますけれども、役人の世界では、というか財務省の中では、税金を、税率を上げた担当者が何か出世をすると、出世の道だということのようです。大体そういう人が出世していくんだそうですよ。だから、国民の生活はさておいて、自分の生活だけなんですね。だからとんでもない世界で、日本が今、動かされているということ、やっぱり私は実感として感じております。

このインボイスというのは、中小、零細にとっては手間だけ増えるだけで、そのコストをどうやって捻出するんだということになります。今までの制度だと、別に我々の規模でも、別に預かり消費税、仮払い消費税という処理で、差額を決算のときに払っていけばそれで済んだわけですが、それ以外の事務手数が、これだとまた増えてくる可能性があります。それで、大体何か800万人ぐらいの対象者がいるそうですけれども、その中で、クリエイティブな仕事をしている方々は、極端に言うと10%の消費税を、全部収入がその分そっくりダウンすると。結構そういう方々は、やっぱり1,000万円近い金を持っていけば、結構商品使ってるわけですね。だからそこで、そういう方々を収入ダウンさせるような、実質的にそういう制度というものが、果たして今、ここで必要なのかなと私は常々考えてるわけですが、

やっぱりこれを、同じように議員の皆さんがそういったその認識を共有するためには、先ほど小高議員おっしゃったように、やっぱり専門家の人にちゃんとレクチャーしていただいて、それでやっぱりインボイス制度が何だろうかということ認識した上で、この提案、請願もどうするかということを決めたらいかかかなと思います。

○鎌田委員長 ほかご発言ございますか。菅原委員。

○菅原副委員長 じゃあ私から、今回出されました請願について、インボイスの制度についてちょっと述べさせていただきたいと思います。

これは今現在、政府与党案としてもインボイス制度の導入という形は、税制の税額の適正な計算とか、事務処理の効率化、そしてどのように明細にどれだけの消費税がかかっているのかと、売手と買手の、誰が見ても分かりやすくするための、この消費税の透明化を図るための狙いがあると私は思っております。

そういった中で、国は昨年10月1日より適正な請求書の発行の事務所の登録、申請受付が開始されて、来年10月1日から制度がスタートするわけでございますけれども、先ほど、請願にもかかりましたけれども、制度が分かりづらいとか、分からないという方がいるということは、確かに私も耳にしております。そういった中でいきますと、やはりこのインボイス制度についての対象というのが、1,000万円の壁、私も前、事業者をやってみて、やはり1,000万円の間に動いてたことがありましたので、やはりこの1,000万円の壁という、消費税払うか払わないかというのは、微妙なところがあったわけなんですけれども、やはり商品売、買手と売手があるわけなんですけれども、仕入れてそれから売ることになりますと、消費税をいただかなくてはいけないという部分になりますと、やはりその消費税を支払わなくてはいけないというのは、当然ながら事業者さんは頭に入ってるわけなんですけれども、この金額を消費税分を常にプールしていくというのが、事業者のやはりこれは義務であると思います。そういった中で、やはりこの周知徹底というのがなかなかされないという部分もありますけれども、来年10月までに、しっかりとこの周知徹底を、税務署、それから事業というのは、皆さん税理士とか、いろいろな会計士とか、様々な部分で携わっておりますので、そういった中で、これから周知徹底は少しずつされていくのかなと思います。

今、なかなかこのインボイスという名前が先行してしまうと、なかなか分からないという部分がありますけれども、これからの周知徹底もしっかりしながら、慎重に皆さんが理解できればと思います。ただ、この1,000万円のインボイスというのは、対象が一部にとどまっ

ているという形だと思います。1,000万円以上の企業は、もう既に消費税は払っているわけですから、意外とインボイスというのは、なかなか目につくというのがなかなかないというのがありますけれども、ただ、その1,000万円の下でも、商売をやっている方も制限されると思います。確かに、物を売ってる場合と、それからサービス業とか様々な部分が、多分あると思いますけれども、対象も大分縮まってくるのかなと、私は感じているわけなんですけれども、そういった中でもやはり、延ばすだけがちょっと問題なのかなという部分が、説明の部分が、周知徹底が重要なのかなというのは、私はそう思いますけれども、その辺も慎重にこれからも委員会として、やっていきたいなと思っております。

以上でございます。

○鎌田委員長 ほかございませんか。土見委員。

○土見委員 じゃあ私からも。最初に、僕としてはこの請願に対しては、請願に対して反対という立場ではあります。というのはなぜかという、このインボイス制度、着実にというか、進めてったほうがいいだろうなという意見なので反対なんですけど、ただ、要旨見ていくと分かるんですよ、正直こういう状況だというのは、すごい理解はするものです。ただ、これがインボイスが出てきたからこういう状況なのかと言われると、そうじゃなくてこの状態って根が結構深いなと思ってます。というのは、ここに至るまでの段階として、例えばデジタル化も含めるその業務の効率化の部分であるとか、様々踏まなければいけないステップをなかなか踏めずに来てしまったところに、こういうものが出てきたことで、余計にも非常に高い敷居を感じているのが、皆さんなのかなと感じている部分もあるので、なので、今後、これからもどんどんこう技術革新を含めて、いろいろな改革変革というのが進んでいく中で、延期という形をとると、余計にギャップって多分今後大きくなってしまいうんですよ。なので、着実に進められるように、行政なりで手はずを取っていかなければいけないんだろかなとは考えているので、反対なんですけれども、先ほど委員の皆さんのお話を聞いていたりとか、あとは一番最初に、小高委員から、本当にここで是非を問うていいのかという話もあったと思うんですけれども、我々としてももう少し多分勉強はしなければいけないんだろかなというのは、今、各委員のお話も聞いていて思いましたので、継続という話ありましたがけれども、それは僕としても、その方向がいいのではないかなとは考えております。

以上です。

○鎌田委員長 ほかございませんか。

では暫時休憩いたします。

午後 1時26分 休憩

午後 1時27分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第5号については継続審査を求める意見がありますので、継続審査について、お諮りいたします。請願第5号を閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手全員であります。よって請願第5号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本委員会を閉会いたします。長時間にわたり、どうもお疲れさまでした。

午後1時27分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員長 鎌 田 礼 二